

6 まん延防止

- (1) 市有施設**
- (2) イベント**
- (3) 福祉施設**
- (4) 子育て・保育**
- (5) 学童保育**
- (6) 学校**
- (7) 職員**
- (8) その他**

(1) 市有施設

No.	施 設 名	担 当	ページ
6-1-1	総括	保健医療部保健医療推進課	115
6-1-2	本庁舎	財政部管財課	118
6-1-3	市役所窓口	財政部市民税課	118
6-1-4	市民センター	市民部地域づくり推進課	119
6-1-5	市民聖苑やすらぎのさと	市民部斎場	120
6-1-6	斎場	市民部斎場	121
6-1-7	地域ふれあいセンター	市民部地域づくり推進課	122
6-1-8	ワークショップ・情報コーナー（ウ ェスタ川越 2 階）	市民部地域づくり推進課	123
6-1-9	文化施設	文化スポーツ部文化芸術振興課	124
6-1-10	ウェスタ川越	文化スポーツ部文化芸術振興課	125
6-1-11	川越運動公園	文化スポーツ部スポーツ振興課	127
6-1-12	武道館	文化スポーツ部スポーツ振興課	128
6-1-13	国際交流センター	文化スポーツ部国際文化交流課	129
6-1-14	美術館	文化スポーツ部美術館	130
6-1-15	総合福祉センター（オアシス）	福祉部障害者福祉課	131
6-1-16	みよしの支援センター	福祉部障害者福祉課	134
6-1-17	養護老人ホーム（やまぶき荘）	福祉部高齢者いきがい課	134
6-1-18	老人憩いの家	福祉部高齢者いきがい課	135
6-1-19	後楽会館（西後楽会館）	福祉部高齢者いきがい課	135
6-1-20	子育て支援センター	こども未来部こども育成課	137
6-1-21	児童館	こども未来部こども育成課	138
6-1-22	母子生活支援施設	こども未来部こども家庭課	140
6-1-23	児童発達支援センター	こども未来部療育支援課	141
6-1-24	保健所・保健センター	保健医療部保健総務課	142
6-1-25	ふれあい歯科診療所	保健医療部保健医療推進課	143
6-1-26	環境プラザ（つばさ館）	環境部資源循環推進課	144

6-1-27	東清掃センター・資源化センター	環境部環境施設課	145
6-1-28	産業観光館（小江戸蔵里）	産業観光部産業振興課	146
6-1-29	中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）	産業観光部雇用支援課	147
6-1-30	社会体育館（芳野台体育館）	産業観光部雇用支援課	148
6-1-31	農業ふれあいセンター	産業観光部農政課	149
6-1-32	川越まつり会館	産業観光部観光課	149
6-1-33	旧山崎家別邸	産業観光部観光課	150
6-1-34	観光案内所	産業観光部観光課	151
6-1-35	都市公園	都市計画部公園整備課	152
6-1-36	なぐわし公園 PiKOA（ぴこあ）	都市計画部公園整備課	154
6-1-37	公民館	教育総務部中央公民館	156
6-1-38	図書館	教育総務部中央図書館	157
6-1-39	博物館（本丸御殿含む）	教育総務部博物館	158

No.	施設名	総括
6-1-1	担 当	保健医療部 保健医療推進課

全国で感染者が確認されるようになり、令和2年2月27日に内閣総理大臣から全国の学校に対し、3月2日から一斉に臨時休業を要請する方針が示され、2月28日には文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が通知され、小学校等の一斉臨時休業が要請された。

本市では、2月28日に川越市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、感染拡大を防ぐため、学校の休業と合わせて感染リスクの高い施設を休止することとした。

なお、3月に、特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象となった。これに伴い、国において、特措法に基づく新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）が定められることとなり、地方公共団体はこれに基づき対策を進めることとなった。

こうした中、4月7日から特措法に基づく緊急事態宣言が5月25日まで発出されたため、市有施設は5月末まで休止期間を継続した。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、市有施設は6月1日以降、各施設に応じた感染対策を講じた上で、準備の整った施設から順次再開することとした。

再開にあたっては、三密（密閉、密集、密接）を避ける利用に留意するとともに、出入口に消毒液を設置するなどの感染対策を講じた。

また、発熱等の症状がある方に、適切な対応を取るため、非接触型温度計を合計 226 本購入し、令和2年6月に保育園、学校、その他市民が利用する市有施設等に配布した。

なお、特措法が適用されてからは、埼玉県では、基本的対処方針を踏まえ、県内の事業者に対して営業時間の短縮や人数上限等などの要請が行われることとなり、また、県有施設の取扱いなどが示された。

こうした状況において、市有施設については、基本的対処方針や県から示される営業時間の短縮や人数上限等の要請を踏まえ、基本的には、県有施設の取扱いに準じて対応することとし、感染状況や県の要請等を踏まえながら、適宜見直した。

【キャンセルがあった場合の使用料の取扱いについて】

イベント等の主催者が、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて検討するよう国から要請を受け、イベント等の開催を自粛した場合には、正当かつ利用者の責めに帰すことができない理由であると解される。そのため、本市では、公の施設において、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を理由とするイベント等の自粛により、施設利用をキャンセルした場合には、既納の使用料の全部を還付することとした。

また、利用料金制度をとる指定管理者導入施設においても、指定管理者が適切に判断し、対応するよう、各施設の所管部署から周知した。

川越市の施設における感染防止対策

各施設共通事項（屋内施設）

■三つの密（密閉、密集、密接）の

徹底的な回避

- ・定員の半分程度以内での利用
- ・十分な間隔を空けての利用
- ※一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の制限など
- ・受付や更衣室等での密集防止

■安全のための設備

- ・入口等に消毒の設置
- ・対面場所の遮蔽

■感染防止の対策

- ・発熱などの症状がある方の利用制限（非接触型体温計の活用等）
- ・症状のある職員の出勤制限
- ・利用者への手洗いや手指の消毒の徹底
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみはビニール袋に入れて密閉
- ・私用のごみの持ち帰り
- ・施設内での大声での会話の制限
- ・定期的な館内・備品の消毒
- ・定期的な館内の換気

（令和2年6月1日時点）

【業種別ガイドラインについて】

令和2年5月4日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等により、各関係団体等は、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染予防のための取組を進めることとされた。

これを受けて、本市の市有施設においては、公民館・図書館・博物館等が業種別ガイドラインを参考にして感染対策を進めた。

各施設において個別に講じた感染対策については、6-1-2 以降に示す。

各施設で行った個別の対策は感染拡大の波別に整理しており、感染拡大の波の期間等は以下のとおりである。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波の定義

波	ピーク時の 新規陽性者数 ※カッコ内は ピーク日	新型インフルエンザ等 対策特別措置法 に基づく措置等	措置期間
県内発生前 R2. 1. 15～R2. 1. 31	—		
第1波 R2. 2. 1～R2. 6. 9	5 人 (R2. 4. 7)	緊急事態宣言（1 回目）	R2. 4. 7～R2. 5. 25
第2波 R2. 6. 10～R2. 9. 13	5 人 (R2. 8. 6)		
第3波 R2. 9. 14～R3. 2. 22	36 人 (R3. 1. 22)	緊急事態宣言（2 回目）	R3. 1. 8～R3. 3. 21
第4波 (アルファ株) R3. 2. 23～R3. 6. 10	23 人 (R3. 4. 22)	まん延防止等重点措置 (1 回目)	R3. 4. 20～R3. 8. 1 うち川越市指定期間 R3. 4. 28～R3. 6. 20 R3. 7. 20～R3. 8. 1
第5波 (デルタ株) R3. 6. 11～R3. 12. 14	102 人 (R3. 8. 26)	緊急事態宣言（3 回目）	R3. 8. 2～R3. 9. 30
第6波 (オミクロン株) R3. 12. 15～R4. 6. 5	318 人 (R4. 1. 31)	まん延防止等重点措置 (2 回目)	R4. 1. 21～R4. 3. 21
第7波 (オミクロン株) R4. 6. 6～R4. 10. 7	891 人 (R4. 8. 11)	B A. 5 対策強化宣言	R4. 8. 4～R4. 9. 30
第8波 (オミクロン株) R4. 10. 8～R5. 5. 7	415 人※ (R4. 12. 21)		

※新規陽性者数は、令和4年9月26日公表分までは市内在住者の数で集計していたが、令和4年9月27日公表分からは、全数届出の見直しにより、市内医療機関で確認された数に変更された。

No.	施設名	本庁舎
6-1-2	担 当	財政部 管財課

時 期	取 組
第 1 波	—
第 2 波	令和 2 年 8 月 19 日～令和 5 年 5 月 7 日で配布終了 ・庁舎内において各課に消耗品（消毒液等）を配布
第 3 波	令和 2 年 10 月 19 日～現在も設置中 ・庁舎内において飛沫感染防止パネルを配布・設置 令和 2 年 12 月 16 日～令和 5 年 12 月 31 日まで ・庁舎正面入り口にサーマルカメラを設置
第 4 波	—
第 5 波	—
第 6 波	—
第 7 波	令和 4 年 3 月 25 日～現在も継続中 ・感染拡大防止対策として PHS を各課に配布することで、電話機を一人 1 台体制とした。
第 8 波	—

No.	施設名	市役所窓口
6-1-3	担 当	財政部 市民税課

時 期	取 組
第 1 波	—
第 2 波	—
第 3 波	—
第 4 波	—
第 5 波	—
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	令和 4 年 12 月 ・議会でコンビニ交付の税証明書追加のためのシステム構築等に係る費用について、補正予算成立（令和 5 年度に繰越） 令和 5 年 1 月 ・システム構築等委託契約（令和 5 年 9 月より交付開始）

No.	施設名	市民センター
6-1-4	担 当	市民部 地域づくり推進課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 4 月 14 日～現在も設置中 ・ 窓口にパーテーション設置
第 2 波	—
第 3 波	—
第 4 波	—
第 5 波	—
第 6 波	令和 4 年 3 月～令和 5 年 5 月 ・ サーマルカメラ設置
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	市民聖苑やすらぎのさと
6-1-5	担 当	市民部 斎場

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 10 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・施設来場者の制限について周知⇒5 類移行に合わせ終了 令和 2 年 3 月 15 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・関係機関（施設内従事者）に、施設内感染予防対策や新型コロナウイルス感染による死亡者の火葬等受付方法について周知⇒5 類移行に合わせ終了 令和 2 年 4 月 17 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・市民聖苑から斎場へ移動する際の市霊柩車の乗車制限⇒5 類移行に合わせ終了 令和 2 年 8 月～令和 5 年 5 月 7 日 ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、運搬、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を踏まえた火葬等の実施⇒5 類移行に合わせ終了
第 2 波	—
第 3 波	—
第 4 波	令和 3 年 4 月 28 日～令和 3 年 10 月 24 日 ・まん延防止等重点措置（1 回目）に合わせ、会食時の飛沫防止板の持参、施設内の飲酒禁止⇒県による飲酒の自粛要請終了に伴い施設内飲酒を解禁
第 5 波	令和 3 年 9 月 23 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・感染拡大防止のため、会葬者控室に飛沫防止板を用意⇒5 類移行に合わせ終了
第 6 波	令和 4 年 1 月 25 日～令和 4 年 10 月 31 日 ・まん延防止等重点措置（2 回目）期間中、施設内での飲酒自粛要請⇒第 7 波の感染が落ち着き解除 令和 4 年 2 月 10 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・新型コロナウイルス感染症死亡者の霊安室と通夜利用の制限⇒5 類移行に合わせ終了
第 7 波	—
第 8 波	令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・来場者の感染リスク低減を図るため、式場入口にサーマルカメラ（体温測定カメラ）を設置し、参列者の検温実施⇒5 類移行に合わせ終了

No.	施設名	斎場
6-1-6	担 当	市民部 斎場

時 期	取 組
第1波	令和2年3月10日～令和5年5月7日 ・施設来場者の制限について周知⇒5類移行に合わせ終了 令和2年3月15日～令和5年5月7日 ・関係機関（施設内従事者）に、施設内感染予防対策や新型コロナウイルス感染による死亡者の火葬等受付方法について周知⇒5類移行に合わせ終了 令和2年3月30日～令和5年5月7日 ・待合室利用の制限について周知⇒5類移行に合わせ終了 令和2年4月23日～令和5年2月4日 ・新型コロナウイルス感染者の火葬枠の設置⇒厚生労働省から示されたガイドライン（「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、運搬、葬儀、火葬等に関するガイドライン」）改訂により終了 令和2年4月23日～令和2年6月8日 ・緊急事態宣言（1回目）を受け、売店の営業を中止⇒緊急事態宣言（1回目）解除により再開 令和2年8月～令和5年5月7日 ・「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、運搬、葬儀、火葬等に関するガイドライン」を踏まえた火葬等の実施⇒5類移行に合わせ終了
第2波	—
第3波	—
第4波	令和3年4月28日～令和3年10月24日 ・まん延防止等重点措置（1回目）に合わせ、会食時の飛沫防止板の持参、施設内の飲酒禁止（売店の酒類販売中止）、待合室定員の変更について周知⇒県による飲酒の自粛要請終了に伴い施設内飲酒・売店販売解禁
第5波	令和3年9月23日～令和5年5月7日 ・感染拡大防止のため、待合室・式場控室に飛沫防止板設置⇒5類移行に合わせ終了
第6波	令和4年1月25日～令和4年10月31日 ・まん延防止等重点措置（2回目）期間中、施設内での飲酒自粛要請（売店酒類販売中止）⇒第7波の感染が落ち着き解除 令和4年2月10日～令和5年5月7日 ・新型コロナウイルス感染症死亡者の霊安室と通夜利用の制限⇒5類移行に合わせ終了 令和4年4月3日～令和5年5月7日 ・感染者急増のため、新型コロナウイルス感染症死亡者の火葬来場者への検温実施⇒5類移行に合わせ終了
第7波	—
第8波	令和4年11月1日～令和5年5月7日 ・来場者の感染リスク低減を図るため、火葬・式場入口にサーマルカメラ（体温測定カメラ）を設置し、参列者の検温実施⇒5類移行に合わせ終了

No.	施設名	地域ふれあいセンター
6-1-7	担 当	市民部 地域づくり推進課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 9 日～5 月 31 日 ・貸館業務休止 令和 2 年 6 月 1 日～ ・感染防止対策のうえ、利用再開
第 2 波	令和 2 年 6 月 18 日～ ・ヨガ、歌唱等の活動に係る利用制限の解除
第 3 波	令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 1 月 17 日 ・感染拡大状況から原則休館 ただし、予約済みのものは使用可 令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 3 月 21 日 ・夜間の外出自粛要請のため、夜間使用休止
第 4 波	令和 3 年 3 月 6 日～令和 3 年 3 月 21 日 ・新規の利用予約停止 令和 3 年 3 月 22 日～ ・利用再開、飲食禁止 令和 3 年 4 月 28 日～令和 3 年 6 月 20 日 ・既に予約済みのものを除いて夜間利用休止 ・夜間の新規予約停止
第 5 波	令和 3 年 6 月 21 日～ ・夜間利用再開 令和 3 年 7 月 20 日～令和 3 年 9 月 30 日 ・既に予約済みのものを除いて夜間利用休止 ・夜間の新規予約停止 令和 3 年 10 月 1 日～ ・夜間利用再開 令和 3 年 10 月 25 日～ ・人数制限を解除
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	令和 5 年 5 月 8 日～ ・「地域ふれあいセンターの利用にかかる感染防止対策事項」の掲載を終了。通常利用開始

No.	施設名	ワークショップ・情報コーナー（ウェスタ川越2階）
6-1-8	担 当	市民部 地域づくり推進課

時 期	取 組
第1波	令和2年4月9日～5月31日 ・ウェスタ川越の休館に伴い、コーナー閉鎖 令和2年6月1日～ ・緊急事態宣言解除を受け再開 ・座席を41席から17席に変更。 ・受付名簿にすべての利用者の氏名を記入提出
第2波	—
第3波	令和2年12月28日～令和3年1月7日 ・感染拡大状況から、コーナー使用禁止
第4波	令和3年1月8日～令和3年3月21日 ・緊急事態宣言により、コーナー使用禁止 ・3月22日より感染防止対策下で再開
第5波	令和3年9月30日 ・緊急事態宣言解除 ・引き続き感染防止対策下での利用を継続
第6波	令和4年1月21日～令和4年3月21日 ・まん延防止等重点措置 ・引き続き感染防止対策下での利用を継続 令和4年3月22日 ・まん延防止等重点措置解除 ・引き続き感染防止対策徹底の下で利用を継続
第7波	—
第8波	令和5年5月8日～ ・通常利用再開

No.	施設名	文化施設 (やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、東口多目的ホール)
6-1-9	担 当	文化スポーツ部 文化芸術振興課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 4 月 9 日～5 月 31 日 ・ リハーサル室、会議室、ホール等の休止 令和 2 年 6 月 1 日～6 月 5 日 ・ 南文化会館トレーニング室を除いて利用再開（用途制限あり） 令和 2 年 6 月 6 日～ ・ 南文化会館トレーニング室の利用再開
第 2 波	令和 2 年 6 月 19 日～7 月 9 日 ・ ホール：1000 人（規制緩和）又は定員の 50% 令和 2 年 7 月 10 日～9 月 18 日 ・ ホール：定員の 50%（規制緩和）
第 3 波	令和 2 年 9 月 19 日～12 月 27 日 ・ ホール：歓声を伴わないものは定員の 100%（規制緩和） 令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 1 月 7 日 ・ 利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外）、期間内の新規受付休止 令和 3 年 1 月 8 日～1 月 31 日 ・ 利用制限強化：原則休止（既予約分は夜間区分を除き対象外） 令和 3 年 2 月 1 日～3 月 21 日 ・ 利用制限強化：原則休止（ホール、会議室等は定員の 50%を上限）
第 4 波	令和 3 年 3 月 22 日～4 月 27 日 ・ 利用制限緩和：飲酒・飲食、シャワー等使用は原則禁止 令和 3 年 4 月 28 日～5 月 19 日 ・ これまでの取扱いを一部変更（夜間区分の新規予約休止） 令和 3 年 5 月 20 日～6 月 20 日 ・ これまでの取扱いを延長
第 5 波	令和 3 年 6 月 20 日～8 月 22 日 ・ これまでの取扱いを延長 令和 3 年 8 月 2 日～8 月 31 日 ・ イベント：5000 人以下又は収容定員の 50%以内 (いずれか人数の小さい方) 令和 3 年 8 月 23 日～9 月 30 日 ・ これまでの取扱いを延長

第6波	令和3年10月1日～24日 ・これまでの取扱いを一部変更 ⇒午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない 令和3年10月25日～30日 ・イベント：1000人を超えるイベントは県に事前相談 ・これまでの取扱いは延長（～11月24日） 令和3年11月25日～令和4年3月21日 ・イベント：事前相談廃止。5000人超かつ収容率50%超のイベント以外のイベントは県のチェックリスト作成し、主催者のホームページで公表 令和4年3月23日～ ・これまでの取扱いを一部変更 ⇒収容定員が設定されている場合の人数制限を収容定員までとする。
第7波	令和4年7月15日～ ・川越駅東口多目的ホールの利用人数に関する制限を廃止
第8波	令和4年10月31日 ・新型コロナウイルスを理由とするキャンセルの際の利用料金の還付終了

No.	施設名	ウェスタ川越
6-1-10	担 当	文化スポーツ部 文化芸術振興課

時 期	取 組
第1波	令和2年4月9日～5月31日 ・大ホール、リハーサル室、会議室等の休止 令和2年6月1日～6月5日 ・県の協力要請に従い、身体的活動や発声等による感染リスクのある活動を伴う利用の制限 令和2年6月1日～6月18日 ・貸室：定員の2分の1程度を目安に利用制限 ・ホール：100人（県外利用不可）
第2波	令和2年6月19日～7月9日 ・ホール：1000人（規制緩和）又は定員の50% 令和2年7月10日～9月18日 ・ホール：定員の50%（規制緩和）
第3波	令和2年9月19日～12月27日 ・ホール：歓声を伴わないものは定員の100%（規制緩和） 令和2年12月28日～令和3年1月7日

	・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外） 令和3年1月8日～1月31日 ・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外※一部変更） 令和3年2月1日～3月21日 ・利用制限強化：原則休止（既予約分は対象外※一部変更）
第4波	令和3年3月22日～4月21日 ・利用制限緩和：飲酒・飲食、シャワー等使用は原則禁止 ・イベント：5000人以下又は収容定員の50%以内（いずれか人数の大きい方） 令和3年4月28日～5月19日 ・これまでの取扱いを一部変更（夜間区分の新規予約休止） 令和3年5月20日～6月20日 ・これまでの取扱いを延長
第5波	令和3年6月21日～8月22日 ・これまでの取扱いを延長（一部変更あり） ・イベント：5000人以下又は収容定員の50%以内（いずれか人数の小さい方） 令和3年8月23日～9月30日 ・これまでの取扱いを延長（一部変更あり）
第6波	令和3年10月1日～24日 ・これまでの取扱いを一部変更 ⇒午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない 令和3年10月25日～30日 ・イベント：1000人を超えるイベントは県に事前相談 ・これまでの取扱いは延長（～11月24日） 令和3年11月25日～令和4年3月21日 ・イベント：事前相談廃止。5000人超かつ収容率50%超のイベント以外のイベントは県のチェックリスト作成し、主催者のホームページで公表 令和4年3月23日～ ・これまでの取扱いを一部変更 ⇒収容定員が設定されている場合の人数制限を収容定員までとする
第7波	—
第8波	令和4年10月31日 ・新型コロナウイルスを理由とするキャンセルの際の利用料金の還付終了

No.	施設名	川越運動公園 (陸上競技場、総合体育館、テニスコート)
6-1-11	担 当	文化スポーツ部 スポーツ振興課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 4 日～5 月 31 日 ・ 総合体育館臨時休館。 ※陸上競技場、テニスコートは 4 月 9 日～5 月 31 日休館
第 2 波	令和 2 年 6 月 1 日～ ・ 感染症対策を行い全施設開館 ※ただし、トレーニングルームは 6 月 5 日から開室（6 / 4 まで休室） 令和 2 年 7 月 6 日～ ・ トレーニングルームの定員を上限 20 名にする運営開始
第 3 波	令和 3 年 1 月 6 日～
第 4 波	・ 総合体育館の新規予約受付停止、各道場、トレーニングルームの個人利用停止 ※陸上競技場は通常通り運営 令和 3 年 1 月 8 日～ ・ 緊急事態宣言を受け、総合体育館、テニスコート開館時間短縮（午後 7 時まで） ・ 総合体育館の新規予約受付停止も継続 ① 1 月 8 日～1 月 31 日 ② 2 月 7 日まで延長 ③ 3 月 7 日まで延長 ④ 3 月 21 日まで延長 ※陸上競技場は通常通り 令和 3 年 4 月 28 日～ ・ まん延防止等重点措置の適用の運用開始 総合体育館・・・20 時以降新規予約受付停止 各道場、トレーニングルームの個人利用は 20 時まで テニスコート・・・19 時以降の新規予約受付停止 ① 4 月 28 日～5 月 11 日 ② 5 月 31 日まで延長 ③ 6 月 20 日まで延長 ※陸上競技場は通常通り
第 5 波	令和 3 年 7 月 20 日～8 月 22 日 ・ 午後 8 時以降及び午後 8 時を含む区分の新規申込停止 ① 8 月 31 日まで延長 ② 9 月 12 日まで延長 ③ 9 月 30 日まで延長 令和 3 年 10 月 1 日 ・ 通常利用再開

第6波	—
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	武道館
6-1-12	担 当	文化スポーツ部 スポーツ振興課

時 期	取 組
第1波	(令和元年9月1日からリニューアルのため閉館中)
第2波	—
第3波	令和2年10月1日 ・リニューアルオープン 令和2年12月28日～1月7日→延長 ・新規予約停止、個人利用停止 令和3年1月8日～1月31日→延長 ・時間短縮（午後7時閉館） 令和3年1月8日～3月21日 ・新規予約停止、個人利用停止、時間短縮（午後7時閉館）
第4波	令和3年3月22日 ・通常利用再開 令和3年4月28日～6月20日 ・新規予約と個人利用は午後8時まで
第5波	令和3年6月21日 ・通常利用再開 令和3年7月20日～9月30日 ・新規予約と個人利用は午後8時まで 令和3年10月1日 ・通常利用再開
第6波	—
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	国際交流センター
6-1-13	担 当	文化スポーツ部 国際文化交流課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 3 日～5 月 31 日 ・ 休館
第 2 波	令和 2 年 7 月 2 日 ・ NPO 法人主催日本語教室の開始
第 3 波	令和 2 年 12 月 28 日～3 月 21 日 ・ 休館
第 4 波	令和 3 年 4 月 8 日 ・ NPO 法人主催日本語教室の再開
第 5 波	令和 3 年 7 月 3 日 ・ 市主催日本語教室の再開 令和 3 年 11 月 30 日 ・ 市主催日本語教室活動終了
第 6 波	令和 4 年 4 月 1 日 ・ 事業協働団体による日本語教室開始
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	美術館
6-1-14	担 当	文化スポーツ部 美術館

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 3 日～6 月 18 日 ・休館 令和 2 年 4 月上旬 ・緊急事態宣言を受け館の年間展示計画を見直した（特別展の中止及び延期を決定）
第 2 波	令和 2 年 6 月 19 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・施設の再開にあたり「川越市立美術館ガイドライン」（博物館の業種別ガイドラインに準拠）をつくりフェーズにより改訂しながら 5 類移行まで続ける ・「市民ギャラリーガイドライン」「創作室ガイドライン」を作り、貸室利用者にもわかりやすく、また協力いただけるよう努めた
第 3 波	令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 3 月 21 日 ・休館 令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ・毎年夏休みに行う「市立中学校美術部展」中止により、3 年生作品のみ WEB 上公開「WEB 展」を開催
第 4 波	—
第 5 波	令和 3 年 9 月～現在まで ・空気清浄機 5 台を購入、展示室に設置 ・同じく、ビデオカメラ及び PC を購入、ネットを利用した情報発信を行う ・上記は文化芸術振興費補助金及び感染症対策地方創生臨時交付金を活用
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	総合福祉センター（オアシス）
6-1-15	担 当	福祉部 障害者福祉課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 2 月 1 日～令和 2 年 2 月 28 日 ・台風 19 号で被災した【初雁の家】利用者を体育室で受け入れていたため、体育室の利用中止 ・浴室について【初雁の家】利用者の入浴の関係上、一般の利用者（高齢者・障害者）男女日替わりで利用 令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 5 月 31 日 ・臨時休館により館内すべての施設の利用中止 令和 2 年 3 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日 ・館内すべての施設の夜間利用中止 令和 2 年 3 月 2 日～令和 3 年 11 月 30 日 ・カラオケの使用中止 令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 6 月 19 日 ・一部のみ開館 第 1 研修室、第 2 研修室、社会適応訓練室、大広間のみ人数制限を設けた上で再開
第 2 波	令和 2 年 6 月 19 日～令和 3 年 3 月 23 日 ・プール利用再開。一般利用（3 回目・4 回目）は中止 - 各回の時間帯で男女 25 名ずつで最大 50 名の人数制限 令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ・体育室午後の時間帯を 2 部制にして再開。夜間利用は中止
第 3 波	令和 2 年 11 月 11 日～令和 3 年 10 月 30 日 ・プール利用の人数制限を各回の時間帯で男女 30 名ずつで最大 60 名に緩和 令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 3 月 21 日 ・緊急事態宣言（2 回目）の期間中、既に事前に予約していた団体のみ利用可。但しプール、個人卓球、囲碁将棋は利用不可 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日 ・カラオケの制限付き再開。従来、大広間で使用していたが、水・木・金限定で 1 人カラオケのみ使用可
第 4 波	令和 3 年 3 月 23 日～令和 3 年 6 月 24 日 ・まん延防止重点措置（1 回目。川越市指定期間含む）によりプール利用不可 令和 3 年 4 月 1 日～ ・夜間利用再開

第5波	令和3年6月25日～令和3年8月1日 ・プール利用再開。一般利用（3回目・4回目）は不可 令和3年8月2日～令和3年9月30日 ・緊急事態宣言（3回目）の期間中、プール利用不可 令和3年10月1日～令和3年10月30日 ・午前、午後各1回ずつ（1回目・2回目）でプールを人数制限で利用再開。一般利用は不可 令和3年11月1日～令和4年3月31日 ・プールの利用定員を通常営業時の75名に緩和。更衣室の入場制限が男女各10名。一般利用は不可 令和3年11月2日～令和4年1月21日 ・体育室を通常通りの使用方法に変更。半面で2団体同時に使用可
第6波	令和4年1月21日～令和4年3月21日 ・まん延防止等重点措置（2回目）の期間中、体育室午後の時間を2つに分けて貸出。プールは利用可 令和4年3月22日～ ・体育室を通常通りの使用方法に変更。半面で2団体同時に使用可
第7波	令和4年7月1日～令和4年11月30日 ・おもちゃライブラリーの利用を再開 令和4年12月1日～令和5年5月7日 ・おもちゃライブラリーの利用を中止
第8波	令和5年2月24日～令和5年9月29日 ※プールの利用中止。オーバーフロー水槽の故障のため 令和5年3月3日 ・プールについて、修繕の方法検討等により復旧までかなりの月日を要する見込みである旨を副市長に報告 令和5年3月22日 ・故障しているプールのオーバーフロー水槽について、防水シート下にある断熱材のアスベスト調査が必要となることが発覚 令和5年4月7日 ・プールについて、これまでの経緯を議長報告 令和5年4月10日～令和5年4月18日 ・プールについて、アスベスト含有調査を行い、非含有であることを確認 令和5年4月25日 ・プールのオーバーフロー水槽について、改修工事の執行何を契約課に提出

令和5年 5月8日 以降	令和5年5月8日 ・プールの改修工事スケジュール等について議長報告 令和5年5月11日 ・プールのオーバーフロー水槽改修工事についての入札公告 令和5年5月26日 ・プールのオーバーフロー水槽改修工事について 9,106,900 円で落札・契約決定 令和5年6月1日～令和6年1月8日 ・浴室の利用を再開。同時に入浴できるのは男女各6人まで 令和5年6月1日～現在 ・おもちゃライブラリーの利用を再開 令和5年6月6日～令和5年8月31日 ・プールのオーバーフロー水槽改修工事実施 令和5年9月1日～令和5年9月29日 ・プール営業再開準備期間 (清掃, 設備点検, 監視員アルバイトの雇用等) 令和5年9月30日～令和6年2月19日 ・プールの利用再開 但し、3回目(15:30～17:30), 4回目(18:30～20:30)及び一般利用は中止 令和6年1月9日～現在 ・浴室利用の人数制限を解除 令和6年2月1日～現在 ・体育室の一般利用を再開 令和6年2月20日～現在 ・プールの3回目(15:30～17:30), 4回目(18:30～20:30)及び一般利用を再開
-----------------------------	---

No.	施設名	みよしの支援センター
6-1-16	担 当	福祉部 障害者福祉課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 2 月 1 日～現在も取組中 ・給食提供時について、 これまでの食堂での給食提供では密な状態となってしまうことから、 別室を食堂として追加運用することで密な状態となることを回避
第 2 波	—
第 3 波	—
第 4 波	—
第 5 波	—
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	養護老人ホーム（やまぶき荘）
6-1-17	担 当	福祉部 高齢者いきがい課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 2 月 1 日～現在 ・旅行等の外出行事を中止 ※継続中 ・多人数を招く行事の中止 ※継続中 ・各種教室の中止 ※5 類移行以後一部再開
第 2 波	・入所者の不要不急の外出の自粛 ※感染の波（状況）により自粛と解除を行う 5 類移行以後は解除 ・部外者の入室禁止 ※5 類移行以後は解除
第 3 波	・入所者への面会の中止 ※感染の波（状況）により中止と一部解除を行う 5 類移行以後は解除 ・食堂に飛散防止パネルの設置 ※5 類移行以後は解除
第 4 波	—
第 5 波	—
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	老人憩いの家
6-1-18	担 当	福祉部 高齢者いきがい課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 2 日～5 月 31 日 ・ 休館 令和 2 年 6 月 1 日 ・ 再開したが、団体及びカラオケ利用は中止 ・ カラオケ利用は令和 3 年 12 月 9 日から再開
第 2 波	—
第 3 波	令和 2 年 10 月 5 日～ ・ 団体利用の再開（利用回数、利用時間、曜日等の制限下で再開） 令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 3 月 21 日 ・ 休館
第 4 波	—
第 5 波	令和 3 年 12 月 9 日～ ・ カラオケ利用再開（利用時間、利用人数の制限、飛沫防止対策の徹底）
第 6 波	令和 4 年 1 月 21 日～4 月 3 日 ・ まん延防止対策重点措置に伴いカラオケ利用中止 令和 4 年 4 月 4 日 ・ カラオケ利用再開
第 7 波	—
第 8 波	令和 5 年 4 月 1 日～ ・ カラオケ利用日の増加

No.	施設名	後楽会館（西後楽会館）
6-1-19	担 当	福祉部 高齢者いきがい課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 4 月 1 日～6 月 1 日 ・ 臨時休館 ・ 地区巡回、団体送迎バスは休止。5 類移行に合わせ再開 令和 2 年 6 月 2 日～ ・ 大広間のみ人数制限 5 0 人で再開

第2波	令和2年6月25日～ ・囲碁将棋人数制限10人で再開 令和2年6月30日～ ・電話予約にて風呂4回（5人ずつ）/日に分け再開
第3波	令和2年12月28日～令和3年3月22日 ・臨時休館
第4波	令和3年3月23日～ ・玄関にサーマルカメラ（体温測定カメラ）を設置 ・開館し大広間（カラオケ不可）、囲碁将棋のみ人数制限し再開
第5波	令和3年7月1日～ ・電話予約にて風呂4回/日に分け（5人ずつ）再開 令和3年12月8日～ ・大広間のカラオケ再開
第6波	令和4年1月21日～ ・大広間のカラオケ休止 令和4年3月8日～ ・大広間のカラオケ再開
第7波	電話予約にて風呂4回/日に分け（5人ずつ）と大広間のカラオケの利用は、継続
第8波	電話予約にて風呂4回/日に分け（5人ずつ）と大広間のカラオケの利用は、継続

No.	施設名	子育て支援センター
6-1-20	担 当	こども未来部 こども育成課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 3 日～令和 3 年 5 月 31 日 施設の臨時休止
第 2 波	令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 9 月 13 日 制限付き開室 ・ 午前午後各 5 組の定員を設定 ・ 電話予約制に変更 ・ 相談室閉鎖（電話相談のみ） ・ イベントや講座の中止 ・ 利用者入場制限 （事前検温 37.5℃以上、平熱 1℃超過、咳、咽頭痛） ・ 入室者の氏名、緊急連絡先の記入
第 3 波	令和 2 年 9 月 14 日～令和 2 年 12 月 27 日 制限付き開室 令和 2 年 12 月 28 日～令和 3 年 2 月 22 日 施設の臨時休止
第 4 波	令和 3 年 2 月 23 日～令和 3 年 3 月 7 日 施設の臨時休止 令和 3 年 3 月 8 日～令和 3 年 6 月 10 日 制限付き開室
第 5 波	令和 3 年 6 月 11 日～ 制限付き開室 令和 3 年 7 月 5 日、すくすくかわごえ供用開始。つどいの広場の面積拡大に伴い、利用組数を午前午後各 15 組に変更した。以降令和 5 年 5 月 7 日まで変更なし。
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	児童館
6-1-21	担 当	こども未来部 こども育成課

○児童センターこどもの城

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 6 月 1 日 ・ 休館（事業中止） 令和 2 年 6 月 2 日～ ・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 2 波	・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 3 波	令和 3 年 1 月 4 日～令和 3 年 3 月 22 日 ・ 休館（事業中止） ・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・ 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 4 波	令和 3 年 1 月 4 日～令和 3 年 3 月 22 日 ・ 休館（事業中止） 令和 3 年 3 月 23 日～ ・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館 ・ 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 5 波	・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・ 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 6 波	・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・ 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 7 波	・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・ 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第 8 波	・ 入館人数制限（25 人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・ 感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）

* 一部の感染予防対策（施設、遊具の消毒 等）は実施を継続中。

○川越駅東口児童館

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 2 日～令和 2 年 5 月 31 日 ・ 休館（事業中止） 令和 2 年 6 月 1 日～ ・ 入館人数制限（20 人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館

	・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第2波	・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第3波	令和2年12月28日～令和3年3月21日 ・休館（事業中止） ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第4波	令和2年12月28日～令和3年3月21日 ・休館（事業中止） 令和3年3月22日～ ・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施し開館 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第5波	・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第6波	・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第7波	・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）
第8波	・入館人数制限（20人）・事業参加人数等の利用制限を実施 ・感染予防策実施（入館者情報把握、施設、遊具の消毒 等）

* 一部の感染予防対策（施設、遊具の消毒 等）は実施を継続中。

○高階児童館

時 期	取 組
第1波	令和2年3月2日～令和2年6月1日 ・児童館休館 令和2年6月2日～ ・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）
第2波	・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）
第3波	令和3年1月4日～令和3年3月22日 ・児童館休館 ・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）
第4波	・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）
第5波	・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）

第6波	・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）
第7波	・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）
第8波	・人数制限・時間制限で開館 ・乳児室のおもちゃをすべて片付けて、貸し出しにする（消毒の徹底）

No.	施設名	母子生活支援施設
6-1-22	担 当	こども未来部 こども家庭課

時 期	取 組
第1波	—
第2波	—
第3波	—
第4波	母子生活支援施設の衛生用品購入等のための補助金を支給した。 ① 支払日：令和3年3月9日 金額：600,000円 ② 支払日：令和3年4月14日 金額：500,000円
第5波	—
第6波	母子生活支援施設の感染症拡大防止対策として補助金を支給した。 支払日：令和4年3月29日 金額 ：500,000円
第7波	—
第8波	① 母子生活支援施設の感染症拡大防止対策として補助金を支給した。 支払日：令和5年3月30日 金額 ：500,000円 ② 母子生活支援施設の光熱費等高騰対策として補助金を支給した。 （1）支払日：令和5年3月30日 金額：400,000円 （2）支払日：令和5年11月22日 金額：280,000円

No.	施設名	児童発達支援センター
6-1-23	担 当	こども未来部 療育支援課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 4 日～令和 2 年 7 月 3 日 ・通園バスの運行休止 令和 2 年 4 月 1 3 日 ・登園自粛のお願い（～令和 2 年 6 月 5 日） ・療育時間を半日に短縮（～令和 3 年 3 月 25 日） ほか、卒園式、入園式の時間短縮及び人数制限（以後第 8 波まで継続）
第 2 波	令和 2 年 7 月 6 日 ・通園バスの運行再開（一定期間、児童数を通常の半数に制限）
第 3 波	・運動会の中止 ・感染者が出たクラスの閉鎖 クラスを閉鎖するとともに担任、クラス児童全員の抗原定性検査を実施（以後第 8 波まで継続）
第 4 波	—
第 5 波	・運動会の実施（時間短縮及び参加人数制限）
第 6 波	令和 4 年 2 月 3 日～令和 4 年 2 月 16 日 ・登園自粛及び通園バスの運行休止
第 7 波	令和 4 年 8 月～令和 4 年 9 月 ・職員、通園児童に対する集中的検査の実施
第 8 波	令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月 ・職員、通園児童に対する集中的検査の実施

No.	施設名	保健所・保健センター
6-1-24	担 当	保健医療部 保健総務課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 2 月～令和 5 年 7 月 27 日 ・感染拡大に伴う相談体制整備のため、保健所会議室の臨時執務室への転用及び相談専用電話機設置
第 2 波	令和 2 年 8 月 17 日～継続中 ・感染拡大に伴う相談体制整備のため、電話回線及び電話機増設
第 3 波	—
第 4 波	令和 3 年 5 月 11 日～継続中 ・感染拡大に伴う相談体制整備のため、電話回線のひかり化と対応可能な電話交換機への交換工事及び電話回線の増設
第 5 波	令和 3 年 11 月 9 日～継続中 ・職員間の感染機会の抑止と、相談体制整備のため保健所 PHS 配備 令和 3 年 11 月 15 日～継続中 ・通常通信手段遮断時の非常連絡手段確保のため IP 無線機器の導入
第 6 波	令和 4 年 2 月 18 日～継続中 ・感染拡大に伴う相談体制整備のため、保健所会議室の臨時執務室への転用に伴う電灯の LED 化
第 7 波	—
第 8 波	令和 5 年 1 月 24 日～継続中 ・オンライン会議等対応のため、大型モニター、プロジェクター、シュレッダーなどの備品購入

No.	施設名	ふれあい歯科診療所
6-1-25	担 当	保健医療部 保健医療推進課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 2 月 1 日～現在も継続中 ・ 予約を複数人が同時に治療し密にならないように調整開始 ・ 次亜塩素酸の消毒液で、患者ごとの歯科ユニット消毒開始 ・ 患者・付添人の受付時の体温測定開始 (5 類移行後は患者本人のみ) ・ 患者の治療前の薬液うがい開始 ・ 待合室の雑誌・書籍、置物を撤去 ・ 職員休憩スペースの密集を避ける措置開始 ・ 窓開けによる常時換気実施 (HEPA フィルタ付き空気清浄機導入後は適宜実施) 令和 2 年 4 月 8 日～現在も継続中 ・ 窓口にカーテン設置 ※緊急事態宣言中（1 回目）も上記対策の上診療継続
第 2 波	—
第 3 波	令和 2 年 12 月 1 日～現在も設置中 ・ 高圧蒸気滅菌器を更新 ・ 口腔外バキューム増設 令和 2 年 12 月 15 日～現在も設置中 ・ HEPA フィルタ付き業務用空気清浄機設置（2 台） ※緊急事態宣言中（2 回目）も上記対策の上診療継続
第 4 波	・ まん延防止等重点措置（1 回目）、 緊急事態宣言中（2 回目）も上記対策の上診療継続
第 5 波	—
第 6 波	・ まん延防止等重点措置中（2 回目）も上記対策の上診療継続
第 7 波	—
第 8 波	—

No.	施設名	環境プラザ（つばさ館）
6-1-26	担 当	環境部 資源循環推進課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 9 日～令和 2 年 5 月 31 日（休館） ・ リユース品、再生自転車・家具の頒布休止 緊急事態宣言（1 回目）の終了を受け開館・頒布再開 令和 2 年 4 月～令和 2 年 6 月 ・ 土壌改良材（肥え土）頒布休止 受付時検温、頒布者数を減らすなど感染拡大防止対策を講じながら再開 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ・ 社会科見学対応、リサイクル体験講座中止 ・ 資源化センター自由見学休止（令和 5 年 4 月まで） 感染拡大防止対策のため ・ スタンプラリー、キッズコーナー撤去（現在も継続）
第 2 波	—
第 3 波	令和 2 年 10 月～12 月 ・ 3 R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール中止 ・ つばさ館まつり中止 感染拡大防止対策のため 令和 3 年 1 月 5 日～令和 3 年 3 月 21 日（休館） ・ リユース品、再生自転車・家具の頒布休止 緊急事態宣言（2 回目）の終了を受け開館・頒布再開 令和 3 年 1 月～令和 3 年 3 月 ・ 土壌改良材（肥え土）頒布休止 緊急事態宣言（2 回目）の終了を受け頒布再開
第 4 波	令和 3 年 4 月～ ・ 社会科見学対応、リサイクル体験講座 感染拡大防止対策を講じながら再開
第 5 波	令和 3 年 12 月 ・ 3 R 推進とごみの散乱防止ポスターコンクール 感染拡大防止対策を講じながら再開 令和 3 年 8 月 ・ 土壌改良材（肥え土）頒布休止 感染拡大防止対策のため

	令和3年9月～ ・土壌改良材（肥え土）頒布 感染拡大防止対策を講じながら再開 令和3年11月 ・つばさ館まつり中止 感染拡大防止対策のため
第6波	—
第7波	—
第8波	令和4年11月20日 ・つばさ館まつり 規模を縮小し開催 令和5年5月～ ・資源化センター自由見学 感染拡大防止対策を講じながら再開、受付時人数確認

No.	施設名	東清掃センター・資源化センター
6-1-27	担 当	環境部 環境施設課

時 期	取 組
第1波	令和2年4月29日、5月4日～6日 ・感染拡大の抑制を図るため、ゴールデンウィーク期間中の持込み家庭ごみの受入れを中止 令和2年5月14日～5月31日 ・感染拡大防止を図るため、持込み家庭ごみの受入れを中止
第2波	—
第3波	—
第4波	—
第5波	—
第6波	—
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	産業観光館（小江戸蔵里）
6-1-28	担 当	産業観光部 産業振興課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 9 日～令和 2 年 9 月 30 日 ・会議室、ギャラリー、広場貸出休止 ・換気対策が整備されたため再開 令和 2 年 3 月 13 日～令和 2 年 3 月 31 日 ・昭和蔵営業時間の短縮（酒類提供のため） 令和 2 年 3 月 27 日～令和 2 年 3 月 28 日 ・休館 ・埼玉県知事による外出自粛要請終了のため再開 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 4 月 8 日 ・昭和蔵、大正蔵営業時間の短縮（酒類提供のため） 令和 2 年 4 月 4 日～令和 2 年 4 月 5 日 ・休館 令和 2 年 4 月 9 日～令和 2 年 9 月 30 日 ・休館 ・換気対策が整備されたため再開
第 2 波	—
第 3 波	令和 2 年 9 月 30 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・サーマルカメラの設置 ・アクリル板による対面カウンター設置 ・サーキュレーターを設置 ・5 類移行に合わせ撤去 令和 2 年 9 月 30 日～現在 ・足踏み式アルコール除菌スプレー設置 ・高性能空気清浄機の設置 令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 3 月 21 日 ・感染症拡大等により、明治蔵、大正蔵、昭和蔵を休館 新規予約利用及び展示蔵夜間貸室利用休止 ・緊急事態宣言終了後、再開
第 4 波	令和 3 年 4 月 1 日～10 月 24 日 ・営業時間の短縮 ・酒類提供の中止、自粛 ・イベントや会議室等の利用人数制限 ・夜間貸室の新規予約中止 ・まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言終了後、再開
第 5 波	—
第 6 波	令和 4 年 1 月 21 日～3 月 21 日

	・酒類提供の中止 ・営業時間の短縮 ・イベントや会議室等の利用人数制限 ・まん延防止重点措置の終了により再開 令和4年3月22日～令和5年5月7日 ・飲食施設による5名以上の団体利用制限 (またはワクチン接種歴や検査結果確認) ・5類移行により再開
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）
6-1-29	担 当	産業観光部 雇用支援課

時 期	取 組
第1波	令和2年3月3日～令和5年5月7日 ・トレーニング室の利用休止以降、マイクなど附属設備品の貸出中止 ・各部屋の利用人数制限を実施 ・更衣室の利用人数制限（5人程度） ・シャワーの使用禁止 ・原則、ロビーでの食事禁止 ・ゴミ箱の撤去 令和2年6月2日～令和5年5月7日 ・各部屋の利用再開に伴い、入口に手指の消毒用アルコールと各部屋に施設や道具用のアルコール除菌スプレーを設置 ・施設再開にあたってのガイドラインを策定 ・職員が曜日ごとに担当を決め、備品や共有空間（トイレ、更衣室、ロビー、階段手摺など）のアルコール消毒を定時的（1日3回）に実施 ・各部屋の利用後、職員がテーブル等備品のアルコール消毒を実施 ・利用者名簿の提出と入口において検温の実施
第2波	令和2年6月10日～令和2年12月27日 ・トレーニング室の利用再開 (利用人数制限7人まで／利用時間制限2時間まで) ・定時的に利用を停止し、トレーニング機器の消毒を実施
第3波	—
第4波	令和3年3月23日～ ・トレーニング室の利用再開 (利用人数制限7人まで／利用時間制限2時間30分まで)

第5波	—
第6波	—
第7波	—
第8波	令和5年5月8日～ ・5類移行に合わせ制限解除

No.	施設名	社会体育館（芳野台体育館）
6-1-30	担 当	産業観光部 雇用支援課

時 期	取 組
第1波	令和2年3月3日～令和5年5月7日 ・施設の利用休止以降、バドミントンのラケットや卓球のラケットなどの貸出中止 ・体育館内での見学を中止し、利用人数の制限を実施 ・ゴミ箱の撤去 令和2年6月2日～令和5年5月7日 ・一部再開に伴い、体育館入口に手指の消毒用アルコールと施設や道具用のアルコール除菌スプレーを設置 ・施設再開にあたってのガイドラインを策定 ・施設利用後、職員が備品や共有空間（トイレ、イスなど）のアルコール消毒を実施 ・利用者名簿の提出と入口において検温の実施
第2波	—
第3波	—
第4波	—
第5波	—
第6波	—
第7波	—
第8波	令和5年5月8日～ ・5類移行に合わせ制限解除

No.	施設名	農業ふれあいセンター
6-1-31	担 当	産業観光部 農政課

時 期	取 組
第 1 波	・全館休館。ただしトイレの利用は可としていた ・入口に消毒液を設置
第 2 波	・施設利用する際利用者の名簿の提出と体温測定を義務化 ・施設利用が終わった後に机や椅子を消毒 ・入口に消毒液を設置
第 3 波	令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 1 月 30 日 ・夜間貸出休止 ・入口に消毒液を設置
第 4 波	・入口に消毒液を設置。 令和 3 年 4 月 1 日～ ・工事の為、全館休館。ただし 7 月 10 日まではトイレ利用可 令和 3 年 5 月 31 日～令和 3 年 6 月 25 日 ・ワクチン接種会場で使用
第 5 波	令和 3 年 7 月 11 日～ ・改修工事の為全面的に休館となる
第 6 波	—
第 7 波	—
第 8 波	令和 4 年 11 月 23 日 ・リニューアルオープン ・入口に消毒液を設置（現在も継続中） ・施設利用する際利用者の名簿の提出と体温測定を義務化（～令和 5 年 5 月 7 日） ・施設利用が終わった後と机や椅子を消毒（～令和 5 年 5 月 7 日）

No.	施設名	川越まつり会館
6-1-32	担 当	産業観光部 観光課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 3 日～6 月 18 日 ・休館

	令和2年3月～ ・ 囃子実演中止（令和5年度より再開） ・ 囃子練習中止（令和2年10月1日より再開） ・ 入館記録票の記入（令和4年7月1日廃止） ・ 排煙口を開け館内の喚起（現在は実施していない） ・ 展示物（ハンズオン）の「山車体感型映像」と「お囃子聴き比べ」中止（5類移行後再開）
第2波	令和2年6月19日～ ・ 入館制限。段階的に緩和を実施。現在は廃止
第3波	令和2年12月28日～令和3年3月21日 ・ 休館
第4波	—
第5波	—
第6波	・ 空気清浄機・サーキュレーターの導入（現在使用中）
第7波	—
第8波	令和5年2月15日～ ・ 非接触型体温測定器・消毒液台を新型コロナウイルスワクチン接種対策室より貸与（返却済み）。

No.	施設名	旧山崎家別邸
6-1-33	担 当	産業観光部 観光課

時 期	取 組
第1波	令和2年3月3日～6月18日 ・ 休館 ・ 入館記録票の記入（令和4年7月1日廃止） ・ 消毒液の設置 ・ 土日祝に行っている無料ガイドの対象人数を20人→10人に変更（令和5年4月より人数を20人に戻す）
第2波	—
第3波	令和2年12月28日～令和3年3月21日 ・ 休館
第4波	—
第5波	—
第6波	—

第7波	—
第8波	令和5年2月15日 ・非接触型体温測定器・消毒液台を新型コロナウイルスワクチン接種対策室より貸与（返却済み）

No.	施設名	観光案内所
6-1-34	担 当	産業観光部 観光課

時 期	取 組
第1波	令和2年4月4日～4月5日、4月8日～6月18日 ・緊急事態宣言を受け、観光案内所を閉鎖 ・カウンターにパーテーション設置 金銭授受の際はゴム手袋、コイントレー使用
第2波	—
第3波	令和3年1月9日～3月21日 ・緊急事態宣言を受け、観光案内所を閉鎖
第4波	—
第5波	—
第6波	—
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	都市公園
6-1-35	担 当	都市計画部 公園整備課

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 1 日～令和 2 年 6 月 1 日 ・感染拡大防止のため、公園施設の休止 ・公園貸出施設の休止（3 月 1 日～）、ドッグラン休止（4 月 8 日～） ・都市公園の行為許可休止（4 月 8 日～） ・緊急事態宣言（1 回目）終了に伴い再開 令和 2 年 3 月 18 日～令和 3 年 3 月 3 日 ・感染拡大防止のため、飲食を伴う宴会等の実施を自粛する旨の注意喚起 ・利用者の増加が予想される主要な公園へ捨て看板設置 ・利用者の増加が予想される主要な公園へ貼紙設置 ・市公式ホームページ掲載 →第 4 波に伴う内容変更まで継続 令和 2 年 4 月 28 日～令和 2 年 5 月 27 日 ・緊急事態宣言が発出されたことを受けた公園利用自粛に関する周知 ・公園利用自粛の貼り紙掲示（12 公園） →緊急事態宣言（1 回目）終了に伴い終了 令和 2 年 4 月 28 日 ・感染拡大防止のため、公園利用に関する協力依頼 ・学校一斉メール依頼（教育指導課） ・市内保育園、幼稚園へ周知（保育課） 令和 2 年 5 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 日 ・感染拡大防止のため公園利用に関する周知（公園に多くの利用者が集まるようになったため） ・公園利用に関する捨て看板の設置（18 公園） ・公園利用に関する貼り紙の掲示（18 公園） ・※老朽化したら撤去 →第 4 波に伴う内容変更まで継続 令和 2 年 6 月 8 日～令和 5 年 5 月 1 日 ・伊佐沼公園じゃぶじゃぶ池中止 ※利用が多く見込めることから、密集・密接を避けることを目的に実施

	・利用が見込める時期にあわせて整備・点検後に再開 令和2年6月8日～令和5年7月20日 ・なぐわし公園じゃぶじゃぶ池中止 ※利用が多く見込めることから、密集・密接を避けることを目的に実施 ・利用が見込める時期にあわせて整備・点検後に再開 令和2年6月8日～ ・感染拡大防止のため施設の休止 ・市民プール中止（初雁公園） ※施設老朽化により現在も休止中 ・水流中止（仙波河岸史跡公園、クレアパーク） ※施設老朽化により現在も休止中
第2波	令和2年8月1日～ ・感染拡大防止のため施設の休止 ・バーベキュー中止（伊佐沼公園） ※R4.11.24 農業ふれあいセンターにバーベキュー施設が開設されことにより、伊佐沼公園でのバーベキュー禁止に変更
第3波	—
第4波	令和3年3月3日～令和3年4月30日 ・感染拡大防止のため公園利用に関する周知 ・花見等自粛・飲食自粛看板設置 （利用者の増加が予想される主要な公園） ※花見期間のみ実施 令和3年4月27日～令和3年9月30日 ・感染拡大防止のため公園利用に関する周知 ・飲食自粛看板設置 （利用者の増加が予想される主要な公園） ※感染をさけるため、公園等での屋外で飲食が多くなった。 →BA.5 対策強化宣言解除に伴い終了 令和3年4月27日～令和3年9月30日 ・感染拡大防止のため閉園時間の変更 ・クレアパーク早期閉園 （夜間の飲食対策のため、21時閉園から20時閉園へ変更） ※感染をさけるため、公園等での屋外で飲酒が多くなった。 →BA.5 対策強化宣言解除に伴い終了
第5波	—
第6波	令和4年3月17日～令和4年4月30日 ・感染拡大防止のため公園利用に関する周知

	・花見・宴会自粛看板設置 ※花見期間のみ実施 (利用者の増加が予想される主要な公園)
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	なぐわし公園 PiKOA (ぴこあ)
6-1-36	担 当	都市計画部 公園整備課

時 期	取 組
第1波	令和2年3月3日～令和2年5月31日 ・新型コロナウイルスの感染拡大及び、厚生労働省がクラスター発生リスクのある施設としてスポーツジムを例示したことを受け休館 ・緊急事態宣言（1回目）の終了を受け再開 令和2年6月1日～令和2年6月7日 ・緊急事態宣言（1回目）の終了を受け再開するが、トレーニング室、スタジオについては、「スポーツジムに対する県の施設使用等の協力要請」を受け休止を継続 ・「スポーツジムに対する県の施設使用等の協力要請」の緩和を受けトレーニング室、スタジオの利用を再開 令和2年6月1日～令和5年5月7日 ・感染防止対策として、温水プール等各室の人数制限及び各種教室の人数制限を実施 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、人数制限を解除 令和2年6月8日～令和2年7月1日 ・感染防止対策として各種レッスンを休止 ・「スポーツジムに対する県の施設使用等の協力要請」の緩和を受け各種レッスンの再開
第2波	—
第3波	令和2年10月15日～令和5年5月7日 ・施設衛生管理対策の一環でオゾン発生器を稼働 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、オゾン発生装置の使用を終了

	令和3年1月8日～令和3年10月24日 ・緊急事態宣言（2回目）、まん延防止等重点措置（1回目）、緊急事態宣言（3回目）、県段階的緩和措置を受け、夜間時間帯の短縮営業を実施 ・県段階的緩和措置の解除を受け、夜間短縮営業を終了
第4波	—
第5波	—
第6波	—
第7波	—
第8波	—

No.	施設名	公民館
6-1-37	担 当	教育総務部 中央公民館

時 期	取 組
第 1 波	令和 2 年 3 月 4 日～令和 2 年 5 月 31 日 ・大東南公民館、霞ヶ関西公民館、名細公民館内プレイルームを使用禁止（重症化リスク高い妊婦等への対応） 令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 10 月 24 日 ・貸館を部屋の定員の 1 / 2 程度を上限とする 令和 2 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 7 日 ・貸館時における消毒セットの貸出 (利用者に使用後の備品消毒の協力をお願い)
第 2 波	—
第 3 波	—
第 4 波	令和 3 年 3 月 22 日～令和 3 年 10 月 24 日 ・夜間の貸出時間区分の新規貸出を停止 令和 3 年 5 月 19 日 ・公民館使用報告書の様式改訂（全数調査実施に伴い、参加者氏名、連絡先、体温記載等） 令和 3 年 6 月 5 日～令和 3 年 9 月 26 日 ・高階公民館・名細公民館 毎週土・日は、ワクチン集団接種会場として利用のため、一般団体予約キャンセル
第 5 波	令和 3 年 6 月 23 日～令和 3 年 7 月 29 日 ・大東公民館 毎週水・木は、ワクチン集団接種会場として利用のため、一般団体予約キャンセル 令和 3 年 8 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日 ・南公民館 全館ワクチン集団接種会場となったため、以下の対応 ・利用者にウェスタ川越内の市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設等の代替施設を可能な範囲で提供（施設利用料は利用者から徴収せず市が負担・登録グループが他館を使用する場合は減免） ・当初設定されていた休館日は休館日扱いとせず、ワクチン対策室が他の日程同様全館借用とする（使用料は全額減免・職員の勤務体制は従来通り） 令和 3 年 9 月～現在 ・9 月補正予算により足踏み式手指用消毒スタンドを公民館全館に設置
第 6 波	—
第 7 波	令和 4 年 9 月 26 日

	・公民館使用報告書の様式を改訂（全数調査見直しに伴い、参加者氏名、連絡先、体温の記載等削除）
第8波	令和5年3月13日 ・公民館使用報告書の様式を改訂（マスク着用記述削除等）

No.	施設名	図書館
6-1-38	担 当	教育総務部 中央図書館

時 期	取 組
第1波	令和2年3月3日～令和2年5月19日 ・臨時休館 令和2年5月20日～令和2年6月1日 ・特設窓口開設…分室を除く図書館の玄関前に窓口を設置 令和2年6月2日 ・万が一の時の「連絡カード」配布開始 令和2年6月2日～令和2年6月30日 ・制限付き開館…開館時間を短縮（中央、西、高階図書館：平日午後6時まで、川越駅東口図書館：平日午後7時まで）
第2波	令和2年7月1日～令和3年1月4日 ・通常開館…定例おはなし会などは休止、各種催し物は感染対策を行った上で実施
第3波	令和2年11月11日 ・全館に図書除菌機導入 令和3年1月5日～令和3年3月21日 ・制限付き開館…緊急事態宣言（2回目）期間中、開館時間を短縮（川越駅東口図書館：平日午後7時まで） 令和3年1月28日 ・全館にサーマルカメラ導入 令和3年2月3日 ・電子書籍サービス開始
第4波	令和3年3月22日～令和3年4月27日 ・通常開館…定例おはなし会などは休止、各種催し物は感染対策を行った上で実施 令和3年4月28日～令和3年6月20日 ・まん延防止等重点措置（1回目）期間中、開館時間を短縮（川越駅東口図書館：平日午後8時まで）

第5波	令和3年7月20日～令和3年9月30日 ・緊急事態宣言（3回目）期間中、開館時間を短縮（川越駅東口図書館：平日午後8時まで） 令和3年12月9日 ・クラッセ川越各階にサーマルカメラ追加
第6波	令和4年1月21日～令和4年3月21日 ・通常開館…まん延防止等重点措置（2回目）期間中、一部のおはなし会を中止 令和4年5月13日 ・中央図書館2・3階にサーマルカメラ追加
第7波	令和4年5月25日～令和4年11月4日 ・令和4年5月23日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡により、会話がいない場合のマスク着用の考え方が明確化されたことを受け、マスク着用は「推奨」とした
第8波	令和4年11月5日 ・万が一の時の「連絡カード」廃止 令和4年11月8日 ・中央図書館に自動貸出機導入 令和5年3月 ・中央図書館トイレ改修（フタ付き洋式化）

No.	施設名	博物館（本丸御殿含む）
6-1-39	担 当	教育総務部 博物館

時 期	取 組
第1波	令和2年2月 ・休館決定に伴い事業参加者、関係団体との連絡調整（中止、募集の延期等） ・企画事業縮小 令和2年3月3日～6月18日 ・臨時休館 令和2年6月1日 ・令和2年5月14日公益財団法人日本博物館協会から「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」発出を受け、開館に向けて博物館及び本丸御殿の新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドライン作成

	・文化芸術振興費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し感染予防対策用品を設置。現在も受付用衝立、消毒液設置継続中
第2波	令和2年6月19日 ・開館 ガイドラインに基づき事業再開 ・現在も高齢の講師への安全配慮のため、講座等参加者にマスクの着用協力依頼を継続中
第3波	令和2年12月 ・接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入 令和2年12月28日～令和3年3月21日 ・臨時休館
第4波	令和3年3月22日 ・開館 ガイドラインに基づき事業再開 ・文化芸術振興費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し空調機器改修工事、博物館トイレ手洗い自動水栓化、空気清浄機、サーマルカメラ及び感染予防対策用品の設置。現在も空気清浄機設置継続中
第5波	—
第6波	・文化芸術振興費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し本丸御殿トイレ手洗いの自動水栓化、キャッシュレス決済機器導入及び感染予防対策用品の設置
第7波	令和4年9月27日 ・令和4年9月8日 公益財団法人日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」改訂の発出を受け、博物館及び本丸御殿の新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドラインを改訂 ・ガイドラインに基づき事業実施
第8波	—

(2) イベント

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-2-1	総括	保健医療部保健医療推進課	163
6-2-2	東京 2020 オリンピックにおける 対応	総合政策部政策企画課	167
6-2-3	100 周年記念事業における対応	総合政策部政策企画課	170

No.	取組名	総括
6-2-1	担 当	保健医療部 保健医療推進課

全国で感染者が確認されるようになった令和2年2月20日、厚生労働省から感染拡大の防止という観点から、イベント等の開催の必要性の検討を求める「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」が公表された。

これに対して、本市では、令和2年2月25日に川越市新型コロナウイルス感染症対策会議において、「新型コロナウイルス感染症にかかる川越市主催の行事・イベント等への対応について」を定め、十分な感染対策が取れない場合は、中止又は延期の判断を行うこととした。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

新型コロナウイルス感染症にかかる
川越市主催の行事・イベント等への対応について
(令和2年2月25日現在)

川越市新型コロナウイルス感染症対策会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、本市主催の行事やイベント等については、以下の点を考慮して、中止又は延期を判断する。

○感染した場合に重症化のリスクが高い高齢者や基礎疾患のある方、妊婦の方等の参加が多く見込まれるか。

○お互いの距離が十分にとれずに一定時間いる状況があるか。

【開催する場合の留意点】

- ・参加者への「咳エチケット」と「手洗い」の推奨
※事前の周知、入口や会場内での掲示 等
- ・アルコール消毒薬の設置
※入手が困難な場合は、手洗いを強く推奨する 等
- ・風邪のような症状のある方には参加を控える旨のお願い
※事前の周知、入口への掲示 等
- ・会場のこまめな換気
- ・参加者が密着しないような会場及びプログラムの工夫
- ・その他、行事・イベント等の内容等に応じた対応 など

※今後の感染の拡がりや重症度を見ながら適宜見直す。

その後、令和2年3月に、特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症が特措法の適用対象となった。

国では、特措法に基づく政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められることとなり、地方公共団体はこれに基づき対策を進めることとなった。

埼玉県では、基本的対処方針を踏まえ、県内の住民や事業者に対して催物（イベント等）の開催制限などの要請が行われることとなり、また、県主催イベント等の取扱いなどが示された。

こうした状況において、市主催イベントについては、基本的対処方針及びこれに基づく県からの要請を踏まえながら、基本的には、県主催イベント等の取扱いに準じて対応することとし、感染状況や県の要請等を踏まえながら、適宜見直した。

なお、令和2年度、令和3年度は、感染状況に応じて、イベントの中止、延期の判断を行ってきたが、令和3年12月以降、感染力は高いが、重症化リスクが低いとされるオミクロン株への置き換わりが進んだことから、オミクロン株の特徴を踏まえ、令和4年9月に国から「With コロナに向けた政策の考え方」が示され、感染防止対策と社会経済活動を両立する取組が進められることとなった。

これにより、令和4年度以降は、感染防止対策を講じながら、川越まつりを始め、さまざまな行事、イベント等が再開された。

【中止になった主なイベント・事業】

●令和2年度

実施予定	中止決定	イベント名
3/28, 4/4	2/28	小江戸川越春まつり (OPイベント・舟遊)
4/29	2/6	かわごえ春の農業まつり
5/3～5	4/8	小江戸川越春まつり (フィナーレイベント)
5/31	4/22	ごみゼロ運動 (春)
5/30	5/11	川越市民サービスステーション開設記念式典
5～8月	4月上旬	がん検診 (施設検診)
5～6月		がん検診 (集団検診)
6～8月	5月上旬	がん検診 (個別検診のうち胃内視鏡検診のみ中止)
6/7	3月下旬	歯ッピーフェスティバル
7月	3/1	かささぎの橋① (婚活イベント)
7/1～1/20	4/8	川越シニアカレッジふるさと塾
8/1～2	5/20	川越市総合文化祭
8/8	7/27	スポーツの集い (講演会)
9/12	4/22	2音大クラシックコンサート
9/30～10/4 10/7～11	5/20	川越市美術展覧会
10月	6/1	プリムラの集い① (婚活イベント)
10/17～18	7/9	川越まつり
10/25	8/4	ごみゼロ運動 (秋)
11/3	7/16	川越市生涯スポーツフェスティバル
11/8	6/23	川越市健康まつり
11/14～15	7/22	かわごえ産業フェスタ
11/15	7/28	つばさ館まつり
11/21	7/22	河越流鎬馬
11/29	6/17	小江戸川越ハーフマラソン
11/23	9/4	農業ふれあいセンターまつり
12月	8/1	かささぎの橋② (婚活イベント)
1/16以降	1月上旬	胃がん検診、大腸がん検診
3月	11/1	プリムラの集い② (婚活イベント)
時期確定前に中止 が決定	1/20	川越大学間連携講座 (東京国際大学・尚美学園大学・東邦音楽大学)
通年	通年 (※)	川越市民文化祭
通年	9/15	タウンミーティング

(※) 6/24(7事業)、7/16(2)、8/5(13)、8/17(1)、11/30(3)

●令和3年度

実施予定	中止決定	イベント名
3月下旬～5月上旬	2/17	小江戸川越春まつり
5月下旬	2/18	ごみゼロ運動（春）
6/6	3月中旬	歯ッピーフェスティバル
6/26～27	5/11	川越市総合文化祭
8月下旬	5/10	小江戸川越花火大会
9/29～10/3 10/6～10	6/21	川越市美術展覧会
9/11	8/30	2音大クラシックコンサート
9/8～3/2	5/6	川越シニアカレッジふるさと塾
10/16～17	7/15	川越まつり
10月下旬	8/19	ごみゼロ運動（秋）
11/3	7/13	川越市生涯スポーツフェスティバル
11/7	7/26	川越市健康まつり
11/13～14	9/10	かわごえ産業フェスタ
11/21	8/19	つばさ館まつり
11月中旬	4月上旬	河越流鏑馬
11/28	7/14	小江戸川越ハーフマラソン
2/4	1/13	タウンミーティング
2/20	10/28	川越市スポーツ講演会
時期確定前に中止 が決定	8/4	川越大学間連携講座 （東京国際大学・尚美学園大学）

【非接触型温度計の貸出について】

保育園、学校、イベントなどにおいて、発熱等の症状がある方に、適切な対応を取るため、体温の計測を速やかに行える体制が必要となった。そのため、非接触型温度計を合計 226 本購入し、令和2年6月に保育園、学校、その他市民が利用する市有施設等に配布した。

なお、そのうち 16 本は貸出用とし、市が市民を多く集める会議やイベント等を開催する際等の感染防止対策に活用した。

No.	取組名	東京 2020 オリンピックにおける対応
6-2-2	担 当	総合政策部 政策企画課

【1. 背景と目的】

①東京 2020 大会に向けた取組

東京が第 32 回オリンピック競技大会の開催都市となることが決定。さらに、川越市内にある霞ヶ関カンツリー倶楽部でゴルフ競技が開催されることとなった。

川越市では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下この項目で「組織委員会」という。）や埼玉県と連携を図りつつ、大会化の円滑な運営、大会を契機とした市の活性化に向けた取組を進めていた。

②新型コロナウイルス感染症影響下における大会の延期

2020 年（令和 2 年）に開催を予定していた東京 2020 大会について、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックが加速している状況等に基づき、IOC 会長と安倍総理は、選手、オリンピック競技大会に関わるすべての人々、そして国際社会の健康を守るため、遅くとも令和 3 年の夏までの 1 年間、延期するとの結論に達した。

令和 2 年 3 月、組織委員会より東京 2020 大会を開催延期とすることが通知され、さらに、大会の新たな開幕日（1 年後）が決定された。

③新型コロナウイルス感染症影響下における延期後の大会の開催

令和 3 年 7 月の大会開催に先立ち、令和 3 年 3 月、聖火リレーがスタート。埼玉県においても令和 3 年 7 月 6 日から 8 日までの 3 日間で実施されることとなった（川越市内の聖火リレーは 7 月 8 日）。

大会については、令和 3 年 3 月、海外からの観客受入れを断念した。さらに感染症が拡大傾向になったことで、7 月、大会開催直前、無観客による開催を組織委員会が決定した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①ゴルフ競技

延期後のゴルフ競技は、男子が令和 3 年 7 月 29 日（木）から 8 月 1 日（日）まで、女子が同年 8 月 4 日（水）から 8 月 7 日（土）まで開催された。

選手は、来日後毎日検査を実施し、陽性となった場合は 14 日間の隔離措置をとること、選手が移動する際には原則公共交通機関を使用せず、選手村と競技会場、練習会場以外の場所へは行かない、など住民との接触がないように行動すること、となった。また、上述のとおり、無観客による競技開催となった。

②聖火リレー

埼玉県内は令和3年7月6日から8日までの3日間。

川越市では、7月8日の朝、本丸御殿前で出発式を実施したあと、連雀町交差点までの道のりにおいて聖火リレーが実施された。

埼玉県が定めたコロナ対策（観覧者に対する注意喚起の実施など）を行うことにより、沿道で市民が聖火リレーを観覧した。

③実施した取組

これまで準備を進めていた取組の見直しを行い、以下について実施した。

・都市ボランティア活動

当初、観客に対する道案内などを中心にボランティア活動する予定であったが、無観客開催となったため、観客を相手とする一切のボランティア活動がなくなった。

代替えの活動として、競技会場に向かう道での選手等車両の出迎えや応援、周辺の清掃活動を実施することとした。

- ・川越駅や本川越駅周辺等で実施していたシティドレッシング（装飾）
- ・笠幡駅前等で実施していた花のプランターの設置
- ・折り鶴による会場の倶楽部ハウス内装飾
- ・博物館の記念特別展の開催
- ・小中学生への夏休み競技観戦ワークシートの配布
- ・本市ゆかりの選手の紹介
- ・聖火リレートーチ展示

④コロナ禍の状況により中止した取組

コロナ禍の状況を鑑み、令和3年5月下旬以降に中止の判断をした。

- ・パブリックビューイング
- ・街なかへの観客誘導及びシャトルバスの運行
- ・英語による観光案内
- ・学校連携観戦プログラム

【3. 効果】

オリンピック組織委員会と連携し各取組を行ったことで、選手、関係者、ボランティア、大会スタッフにとって、安全・安心な環境を提供することができたとともに、市民のオリンピックへの機運を高め、家庭でテレビ観戦してもらうことができた。

【4. 実施上の課題と対応】

シティドレッシング（装飾）などの取組を除くほとんどの取組が人と人との交流によるものを中心であり、実施に当たっては感染症予防策を講じる必要があった。

海外からの観客受入れ断念、感染症拡大に伴う無観客開催の決定などもあり、これらの取組を中止することとなった。

【5. 国・県との関連】

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・2020 オリンピック・パラリンピック／ラグビーワールドカップ 2019 埼玉県推進委員会

【6. 事業費】

- ・消毒、マスクの購入

事業費	58,374 円
財源	一般財源
予算措置	令和3年度当初予算

No.	取組名	100 周年記念事業における対応
6-2-3	担 当	総合政策部 政策企画課

【1. 背景と目的】

令和4年12月1日に市制施行100周年を迎えた際に実施した記念式典や、100周年会議主催の事業を実施するに当たって、新型コロナウイルス感染対策が必要であった。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく埼玉県知事からの要請に従い、主催事業ごとに「感染防止策チェックリスト」を作成し、市公式ホームページで公表した。

②100周年会議主催事業の講演会については、観覧者数を定員の半分とするとともに、チラシ等の配布は行わなかった。

③式典

開催に当たって、収容人数等の制限は行わなかったが、埼玉県が作成するイベント開催における感染防止策チェックリストにのっとり、基本的な感染対策を実施するとともに、「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」に登録し、啓発チラシを掲示した。

また、式典招待者には、案内状に「来場の際の注意事項」を記載し、感染対策の徹底をお願いした。

会場には、寄贈いただいた検温・手指消毒器を20箇所以上に設置するとともに、検温係による、マスクの着用・手指消毒等の呼び掛けや、司会者による分散退場のアナウンスを実施するほか、体調不良の方がいた場合に備え、保健師を配置した。

なお、多目的ホールには、飲食可能なスペースを設けたが、座席は対面とせず、距離を確保した上で飛沫防止パネルを設置し、飲食時の注意事項を掲示するなどの対応をした。

【3. 効果】

主催事業においては感染防止対策の徹底、冠付け事業等については感染防止の周知を徹底したことで、各事業を安全安心に開催することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

（100周年会議主催事業の）講演会については、観覧の申し込みは葉書や来庁での申し込みは認めず、すべて電子申請とした。

また、観覧者数を制限したことから、後日講演会の模様をオンライン配信した。

【5. 事業費】

・消毒液、マスクの購入

事業費	5,467 円
-----	---------

財源	一般財源
----	------

予算措置	令和3年度当初予算
------	-----------

(3) 福祉施設

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-3-1	障害者施設等における対策 (拡大防止対策)	福祉部障害者福祉課	175
6-3-2	障害者施設等における対策 (集中的検査)	福祉部障害者福祉課	177
6-3-3	障害者施設等における対策 (随時検査)	福祉部障害者福祉課	179
6-3-4	障害者施設等における対策 (障害児施設)	こども未来部療育支援課	181
6-3-5	高齢者施設における対策 (医療用物資の配布)	福祉部介護保険課 福祉部高齢者いきがい課	184
6-3-6	高齢者施設における対策 (集中的検査)	福祉部介護保険課 福祉部高齢者いきがい課	186
6-3-7	高齢者施設における対策 (随時検査)	福祉部介護保険課 福祉部高齢者いきがい課	189

No.	取組名	障害者施設等における対策（拡大防止対策）
6-3-1	担 当	福祉部 障害者福祉課

【１．背景と目的】

障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにかかった費用及び感染拡大の影響により通常の事業運営に加えてかかった費用について、国の障害者総合支援事業費補助金を活用し、その費用の一部を補助した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

国の補助金交付要綱に基づき、主に障害福祉サービス事業所に対して、以下の事業についての補助を行った。

- (1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業
感染経路の遮断や感染が確認された場合の対応により必要となった衛生用品等の費用や施設の消毒のための費用について、補助を行う。
- (2) 就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業
就労系事業所の在宅就労を推進するために導入したシステム等の費用について補助を行う。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業
新型コロナウイルス感染者のクラスターが発生した市内の障害者支援施設において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常サービスでは想定されないかかり増し経費等に対する補助を行う。

●令和元年度

- ・衛生管理体制確保支援等事業：市の直接購入分（除菌水 20L）及び 18 事業所分
- ・テレワーク等導入支援事業：1 事業所

●令和２年度

- ・衛生管理体制確保支援等事業：46 事業所
- ・テレワーク等導入支援事業：3 事業所

●令和３年度

実績なし。

●令和４年度

- ・サービス継続支援事業：3 事業所

※令和 5 年度以降、実績なし。

【3. 効果】

感染症拡大の影響を受けた事業所に対し、対策等にかかった費用負担の軽減をすることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

当該補助金を活用した事業については、事業実施の 2 年後に消費税額控除の手続を行う必要があったため、職員間での引継ぎが課題となった。

【5. 国・県との関連】

国の交付金を活用した。

【6. 事業費】

令和元年度	事業費：2,151,000 円
	予算措置：当初予算（流用）
令和 2 年度	事業費：7,502,000 円
	予算措置：令和 2 年 6 月補正（第 4 号）
令和 3 年度	なし
令和 4 年度	事業費：2,832,000 円
	予算措置：当初予算

※財源はすべて国庫支出金 障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）

No.	取組名	障害者施設等における対策（集中的検査）
6-3-2	担 当	福祉部 障害者福祉課

【1. 背景と目的】

障害者施設等の従事者等に症状が現れた場合に、検査を行うことで早期に陽性者を発見し、感染症拡大防止を図るため、障害者施設等に対して頻回検査等を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和2年度

【高齢者入所施設等職員に対するPCR検査】

民間検査機関に委託し、PCR検査を実施。

○実施期間・対象者

令和3年2月24日・25日

対象：障害者入所施設（6施設）の従業者を対象

●令和3年度

【障害者（児）施設職員に対するPCR検査】

民間検査機関に委託し、おおむね2週間に1回PCR検査を実施。

○実施期間・対象者

令和4年1月31日～3月24日

対象：障害者訪問事業所・障害者入所施設・障害者通所事業所（計98施設）の従業者

●令和4年度

【施設職員に対する頻回検査】

物品単価契約を締結し、おおむね週に2回検査を実施できるよう、各施設に対し抗原定性検査キットを配布。なお、2回目の配布については、国から無償提供された抗原定性検査キットを活用し、抗原定性検査キットの保管・配送のみ業務委託とした。

○実施期間・対象者

1回目：令和4年8月7日～9月30日

2回目：令和4年12月3日～令和5年3月24日

対象：障害者支援施設等（計115施設）の従業者

●令和5年度

【障害者施設等の従事者に対する集中的検査】

物品単価契約を締結し、おおむね週に2回検査を実施できるよう、各施設に対し抗原定性検査キットを配布。

○実施期間・対象者

1 回目：令和 5 年 8 月 11 日～11 月 2 日

2 回目：令和 5 年 12 月 29 日～令和 6 年 3 月 21 日

障害者支援施設等（計 121 施設）の従業者

【3. 効果】

障害者施設等において、体調不良者の早期発見や早期の職場復帰を促進し、感染症拡大防止及び感染症拡大下でのサービス継続に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

抗原定性検査キットの配布希望調査については、障害者施設等に対しメールで行ったが、施設のメール管理方法によっては、回答が得られにくいといった課題があった。

配布及び抗原定性検査キットの在庫保管については業務委託しており、特段苦情や問題は見られなかった。

ウィズコロナが浸透し始めた令和 4 年度後期や令和 5 年度においては、主に通所での支援を行う施設等での抗原定性検査キットの活用数が落ち込んだ。

【5. 国・県との関連】

事業費については、国の交付金を活用した。また、令和 4 年度においては、国の抗原定性検査キットを活用し、障害者施設等への配布を行った。

【6. 事業費】

令和 2 年度 事業費：3,732,300 円

予算措置：予備費（令和 3 年 2 月充当）

令和 3 年度 事業費：21,030,900 円

予算措置：予備費（令和 4 年 1 月充当）

令和 4 年度 事業費：27,094,012 円

予算措置：当初予算（流用）、令和 4 年 9 月補正（第 6 号）

令和 5 年度 事業費：15,146,824 円

予算措置：令和 5 年 6 月補正（第 3 号）

※財源はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫支出金）

No.	取組名	障害者施設等における対策（随時検査）
6-3-3	担 当	福祉部 障害者福祉課

【1. 背景と目的】

障害者施設等の従事者の早期職場復帰を目的として、体調不良者に対し事業所の判断による随時検査を実施できるよう、抗原定性検査キットの配布を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和4年度は、単価契約を行い、抗原定性検査キットの一括配布を実施した。

なお、令和5年度は、随時検査に代わり、集中的検査実施計画に基づく障害者支援施設等の従業者等に対する集中的検査（頻回検査）を実施した。

○実施期間・対象者

1回目：令和4年4月14日～4月20日

障害者支援施設等（30施設）に対し、1,000キットを配布

2回目：令和4年8月1日

障害者支援施設等（115施設）への配布を予定していたが、配布希望施設がなかったため、実施せず

3回目：令和4年11月1日～令和5年3月10日

障害者支援施設等（116施設）を対象とし、配布希望のあった3施設に対し60キットを配布

【3. 効果】

障害者支援施設等の従事者に対し抗原定性検査キット配布することにより、障害者施設における集団感染発生の防止に資することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

ウィズコロナの浸透等による事業所を取り巻く環境等の変化により、随時検査分としての配布希望が想定より少なかった。

予備分としての配布希望の問合せはあり、随時検査用及び予備保管用として配布ができれば、より広い支援を行うことが可能であったため、今後は配布方法等を検討する必要がある。

【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。

【6. 事業費】

事業費 1,327,700 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年4月補正（第2号）、予備費（令和4年7月充当）

No.	取組名	障害者施設等における対策（障害児施設）
6-3-4	担 当	こども未来部 療育支援課

【１．背景と目的】

①令和２年度

国の新型コロナウイルスに関する緊急経済対策が取りまとめられたことに伴い本市においても医療的ケア児家庭への衛生用品の購入及び障害児通所支援事業所への衛生用品購入補助を行った。

②令和３年度

令和３年４月から入所系施設を対象として実施していたＰＣＲ検査の対象施設について、令和３年７月から通所系事業所を加えた。

③令和４年度

ＢＡ．５系統の全国的な流行を通じ、本市においても感染者数が増加し、高齢者施設等においてクラスターが発生した。感染拡大、クラスター発生の防止等を目的として、厚生労働省より高齢者施設等（障害児通所支援事業所を含む）の従事者等を対象に集中的検査の実施要請があった。抗原定性検査キットを活用し、通所事業所の従事者を対象とした集中的検査（従事者１人につき、週２回実施）及び、帰省等が重なるお盆等に利用者を対象とした検査（１回）を実施した。また、冬の感染拡大を予防するため、国から抗原定性検査キットの提供を受け、同様に集中的検査を実施した。

④令和５年度

令和５年３月に厚生労働省から高齢者施設等の従事者等に関する集中的検査について、当面の間継続して実施する旨の通知があったことから、本市においても継続することとした。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

①令和２年度

- ・事業所に手指消毒用エタノール 50 組を配布した。
- ・医療的ケア児のいる家庭に手指消毒用エタノール 15 本を配布した。
- ・市内 23 事業所に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のための衛生用品等の購入に対する補助（上限 10 万円）を実施した。

②令和３年度

- ・事業所の従事者に対し、7月から概ね2週間に1回PCR検査を実施した。(計1,875人)

③令和4年度

- ・令和4年8月～9月の8週間、抗原定性検査キットを活用し、事業所の従事者等を対象とする集中的検査を行うこととし、55事業所中53事業所(2事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計9,390キットを購入、配付した。
- ・令和4年12月～令和5年3月の16週間、再度の集中的検査を行った。なお、国から抗原定性検査キットの提供が得られることとなったため、これを活用し、56事業所中54事業所(2事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計13,380キットを配送した。

④令和5年度

- ・令和5年8月～11月の12週間、抗原定性検査キットを活用し、事業所の従事者等を対象とする集中的検査を行うこととし、56事業所中54事業所(2事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計10,710キットを購入・配付した。
- ・令和5年12月～令和6年3月の12週間、再度の集中的検査を行うこととし、58事業所中54事業所(4事業所は辞退)に対して抗原定性検査キット計12,020キットを購入・配付した。

【3. 効果】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う障害児通所支援事業所や医療的ケア児を抱える家庭の経済状況を支えることができた。

また、各事業所において新型コロナウイルスへの迅速な対応を促し、感染抑止に寄与した。

【4. 事業費】

●令和2年度

事業費 2,140,100円

財源 国庫補助金 障害福祉サービス等の衛生管理確保支援等事業費

予算措置 令和2年6月補正(第4号)

●令和3年度

事業費 6,187,500円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費(令和3年8月充当)

●令和4年度

事業費 11,142,626 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年8月充当）

令和4年9月補正（第6号）

●令和5年度

事業費 6,700,804 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和5年6月補正（第2号）

No.	取組名	高齢者施設における対策（医療用物資の配布）
6-3-5	担 当	福祉部 介護保険課・高齢者いきがい課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国及び埼玉県から衛生用品（マスク、消毒液及び手袋）を高齢者施設へ無償で配布するよう要請があった。

これを受け、高齢者施設における感染拡大の防止、介護保険サービス事業所（施設）の運営継続支援のため、令和２年５月から令和３年３月までにかけて衛生用品を配布した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

	配布日	配布物	提供元	数量	配布先
①	令和２年５月１日～８日	マスク	県	183,700 枚	469 事業所（施設）
②	同年５月 21 日～26 日	マスク	県	171,300 枚	469 事業所（施設）
③	同年６月 8 日～10 日	消毒液	県	1,339 リットル	467 事業所（施設）
④	同年６月 19 日～８月 7 日	マスク	県	453,850 枚	495 事業所（施設）
⑤	同年７月 13 日～９月 11 日	マスク	県	453,850 枚	495 事業所（施設）
⑥	同年８月 28 日～11 月 13 日	消毒液	県	1,338 リットル	483 事業所（施設）
⑦	同年12 月 10 日～18 日	手袋	国	110,000 枚	25 事業所（施設）
⑧	同年12 月 24 日～ 令和３年２月 26 日	マスク	国	134,400 枚	448 事業所（施設）
⑨	令和３年３月 15 日～31 日	手袋	国	275,000 枚	55 事業所（施設）
		マスク	国	84,000 枚	21 事業所（施設）

【３．効果】

高齢者への感染防止、各事業所（施設）の感染対策の支援に寄与した。

【４．実施上の課題と対応】

国及び県から急遽、配布の要請があり、配布業務の実施に人員や委託料の措置を講ずる必要が生じた。

衛生用品等の物品が配布される分量にもよるが、物品の保管場所や配布を委託する場合の委託先の選定をあらかじめ設定しておく必要がある。

【5. 国・県との関連】

本事業は、国及び県からの要請に応じ実施したものであるため、無償で衛生用品の提供を受けたが、市内各事業所（施設）への配布業務については、市職員による配布（上記①、②、③及び⑦）及び運送会社への委託（上記④、⑤、⑥、⑧及び⑨）が必要であった。

また、令和2年8月以降は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象（上記⑥、⑧及び⑨）となり、上記運送会社への委託の財源が確保できた。

【6. 事業費】

- ④ 令和2年6月19日～8月7日 マスクの配布

事業費：164,450円

財源：一般財源

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑤ 令和2年7月13日～9月11日 マスクの配布

事業費：218,900円

財源：一般財源

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑥ 令和2年8月28日～11月13日 消毒液の配布

事業費：423,500円

財源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑧ 令和2年12月24日～令和3年2月26日 マスクの配布

事業費：270,600円

財源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置：令和2年度当初予算

- ⑨ 令和3年3月15日～31日 手袋及びマスクの配布

事業費：178,090円

財源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置：令和2年度当初予算

No.	取組名	高齢者施設における対策（集中的検査）
6-3-6	担 当	福祉部 介護保険課・高齢者いきがい課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による高齢者施設でのクラスター発生を受け、国より高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について要請があった。

これを受け、高齢者施設等における感染拡大の防止、運営継続支援のため、令和2年度及び令和3年度は施設従事者及び新規入所者を対象としたPCR検査を実施し、令和4年度及び5年度は通所・訪問系、居宅介護支援、地域包括支援センター等の施設系以外の事業所の従事者、利用者も対象者に順次、対象を拡大し、抗原定性検査を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ① 令和3年1月～3月 新規入所者に対するPCR検査費、抗原検査キット購入費の助成
- ② 令和3年2月 施設従事者に対する一斉検査（PCR検査）
- ③ 令和3年4月～8月 施設従事者・新規入所者に対する集中的検査（PCR検査）（行政検査として保健所が実施）
- ④ 令和3年9月～ 施設従事者に対する集中的検査（PCR検査）
令和4年4月 （公益財団法人日本財団が実施する無料PCR検査事業を活用）
- ⑤ 令和4年8月～9月 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）
- ⑥ 令和4年12月～ 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）
令和5年3月 （国から提供を受けたキットを活用、保管・配送料は市負担）
- ⑦ 令和5年8月～11月 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）
- ⑧ 令和5年12月～ 従事者等に対する集中的検査（抗原定性検査）
令和6年3月

【3. 効果】

外部との接触が多い従事者等に対し検査を実施することで、陽性者を早期発見することができ、高齢者への感染、クラスターの発生を予防し、また従事者が一斉に休業することを防ぐことで運営継続に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

当初は、市内の全施設にメールにて従事者数等の報告を受け、必要キット数を算定しており、また検査結果の報告についてもメールにて集計していたが、対象事業所を拡大し、最終的には、市内 400 以上の高齢者施設・事業所を対象としたことから、メールでの通知・報告は事務負担が過大となった。

そのため、電子申請システムを活用し事務負担の軽減を行った。

【5. 国・県との関連】

本事業は、国からの要請に応じ実施したものであるため、事業費については、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けた。また、令和 4 年度には、国から抗原検査キットの現物給付を受けており、キットの保管・市内各事業所への配送業務を市で行った。

県においても、県内高齢者施設等に対し同様の検査事業を行っていたが、権限移譲市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）管内の事業所については、対象外となり市独自の対応が必要だったため、事業実施に当たっては、県、他市の動向を確認の上、実施内容の検討を行った。

【6. 事業費】

●介護保険課

- ① 事業費：404,000 円（助成件数：22 件）

予算措置：予備費（令和 3 年 2 月充当）

- ② 事業費：20,889,000 円（PCR 検査費用・2,110 件）

予算措置：予備費（令和 3 年 2 月充当）

- ⑤ 事業費：98,836,100 円（抗原検査キット購入費・94,580 個）

予算措置：予算残を流用（令和 4 年 7 月）

- ⑥ 事業費：1,483,295 円（抗原検査キット配布数・173,824 個）

※国から無償提供されたものを使用、事業費は保管・配送料のみ

予算措置：⑤の予算残を流用（令和 4 年 9 月）

- ⑦ 事業費：33,035,288 円（抗原検査キット購入費・112,060 個）

予算措置：令和 5 年 6 月補正（第 3 号）

- ⑧ 事業費：24,598,112 円（抗原検査キット購入費・83,440 個）

予算措置：⑦の予算残で対応

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

●高齢者いきがい課

①②事業費：4,484,700 円（PCR検査費用・453 件）

予算措置：予備費（令和3年2月充当）

⑤事業費：16,949,900 円（抗原検査キット購入費・16,220 個）

予算措置：予算残を流用（令和4年7月）

⑦事業費：4,383,676 円（抗原検査キット購入費用・14,870 個）

予算措置：令和5年6月補正（第3号）

⑧事業費：4,127,200 円（抗原検査キット購入費用・14,000 個）

予算措置：⑦の予算残で対応

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

No.	取組名	高齢者施設における対策（随時検査）
6-3-7	担 当	福祉部 介護保険課・高齢者いきがい課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症による高齢者施設でのクラスター発生を受け、国より高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施について要請があった。

これを受け、高齢者施設等における感染拡大の防止、運営継続支援のため、令和2年度及び令和3年度は施設従事者及び新規入所者を対象としたPCR検査を実施し、令和4年度及び5年度は通所・訪問系、居宅介護支援、地域包括支援センター等の施設系以外の事業所の従事者、利用者も対象者に順次、対象を拡大し、抗原定性検査を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ① 令和4年4月～ 抗原定性検査キットの配布（陽性となった従事者早期職場
令和5年3月 復帰、体調不良者等への検査用）

【3. 効果】

外部との接触が多い従事者等に対し検査を実施することで、陽性者を早期発見することができ、高齢者への感染、クラスターの発生を予防し、また従事者が一斉に休業することを防ぐことで運営継続に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

当初は、市内の全施設にメールにて従事者数等の報告を受け、必要キット数を算定しており、また検査結果の報告についてもメールにて集計していたが、対象事業所を拡大し、最終的には、市内400以上の高齢者施設・事業所を対象としたことから、メールでの通知・報告は事務負担が過大となった。

そのため、電子申請システムを活用し事務負担の軽減を行った。

【5. 国・県との関連】

本事業は、国からの要請に応じ実施したものであるため、事業費については、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受けた。また、令和4年度には、国から抗原検査キットの現物給付を受けており、キットの保管・市内各事業所への配送業務を市で行った。

県においても、県内高齢者施設等に対し同様の検査事業を行っていたが、権限移譲市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）管内の事業所については、対象外となり市独自の対

応が必要だったため、事業実施に当たっては、県、他市の動向を確認の上、実施内容の検討を行った。

【6. 事業費】

●介護保険課

事業費：9,320,100 円（抗原検査キット購入費・8,220 個）

予算措置：令和4年4月補正（第2号）、令和4年9月補正（第6号）、
予備費（令和4年7月充当）

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

●高齢者いきがい課

事業費：2,853,950 円（抗原検査キット購入費・3,632 個）

予算措置：令和4年4月補正（第2号）、令和4年9月補正（第6号）
予備費（令和4年7月充当）

財 源：国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(4) 子育て・保育

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-4-1	子育て支援施設における対策	こども未来部こども育成課	193
6-4-2	子育て支援施設における対策（地域子育て支援拠点施設）	こども未来部こども育成課	195
6-4-3	保育施設における対策	こども未来部保育課	197
6-4-4	認可外保育施設に係る登園自粛分保育料補助金	こども未来部こども政策課	201
6-4-5	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（保育施設等）	こども未来部保育課	202
6-4-6	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（認可外保育施設）	こども未来部こども政策課	204
6-4-7	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（こども育成課分）	こども未来部こども育成課	205
6-4-8	抗原定性検査キットの購入（保育施設等）	こども未来部保育課	207
6-4-9	抗原定性検査キットの購入（認可外保育施設）	こども未来部こども政策課	209
6-4-10	保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（保育施設等）	こども未来部保育課	210
6-4-11	保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（認可外保育施設）	こども未来部こども政策課	212
6-4-12	保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金（こども育成課分）	こども未来部こども育成課	213

6-4-13	子育て短期支援事業における感染症拡大 防止対策	こども未来部こども家庭課	215
6-4-14	保育施設等における感染症対策のための 改修整備等補助金	こども未来部保育課	217
6-4-15	保育施設等における感染症対策のための 改修整備等補助金（こども育成課分）	こども未来部こども育成課	218
6-4-16	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	こども未来部保育課	220
6-4-17	保育所等におけるＩＣＴ化等推進事業	こども未来部 保育課	221

No.	取組名	子育て支援施設における対策
6-4-1	担 当	こども未来部 こども育成課

【1. 背景と目的】

子育て支援施設等において、感染症に対する強い体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続していくため、各種支援策を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

子育て支援施設等（ファミリー・サポート・センター事業実施施設、緊急サポートセンター事業実施施設、病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設（委託））において、各種感染拡大防止対策等を実施した。

●感染防止対策・クラスター対策

①各施設に対し、感染拡大防止対策等に係る経費への補助金を交付

ア 民間放課後児童クラブに係る小学校臨時休業時等支援補助金

【令和元・2年度】民間放課後児童クラブ

イ 保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援補助金

【令和2年度】病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

【令和3年度】ファミリー・サポート・センター事業実施施設、病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

【令和4年度】病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

ウ 保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金

【令和4年度】病児・病後児保育施設、地域子育て支援拠点施設

エ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）

【令和2年度】ファミリー・サポート・センター事業実施施設、病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

オ ファミリー・サポート・センター事業等利用助成金

【令和2年度】ファミリー・サポート・センター事業実施施設、緊急サポートセンター事業実施施設

②施設内で感染者が確認された場合の対応について、統一したマニュアルを作成し配布

【令和3・4年度】病児・病後児保育施設、民間放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点施設

③陽性者判明時の対応

- ・感染者が判明した場合等については、原則休室対応
※民間放課後児童クラブについては、施設の判断による。
- ・利用者・従事者に対し、拡大PCR検査を実施
※病児・病後児保育施設及び地域子育て支援拠点施設については従事者のみ

●利用自粛等

- ・緊急事態宣言発令中は、各施設の利用自粛について周知
- ・緊急事態宣言解除後は、感染拡大防止対策（消毒やマスク着用等）を講じた上で事業を実施
※地域子育て支援拠点施設については（No. 6-4-2）参照

●抗原検査簡易キットの配布

民間放課後児童クラブ及び病児・病後児保育施設に対し、施設従事者用の抗原検査簡易キットを配布した。

- ・令和3年10月：民間放課後児童クラブ（4施設・40キット）
- ・令和4年4月：病児・病後児保育施設（4施設・200キット）、民間放課後児童クラブ（4施設・150キット）
- ・令和4年8月：病児・病後児保育施設（1施設・20キット）
- ・令和5年2月：病児・病後児保育施設（4施設・80キット）、民間放課後児童クラブ（4施設・80キット）

【3. 効果】

子育て支援施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じることで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

【4. 事業費】

※各補助事業シート（No. 6-4-7、6-4-12、6-4-15、13-1-6、13-2-6）参照

No.	取組名	子育て支援施設における対策（地域子育て支援拠点施設）
6-4-2	担 当	こども未来部 こども育成課

【１．背景と目的】

国の緊急事態宣言や県の県有施設休館などを背景に、感染拡大防止のため、施設の臨時休止を行い、その後５類移行まで入場を制限した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

臨時休止①：令和２年３月３日から令和２年３月３１日

令和２年４月１日から令和２年４月１９日

令和２年４月２０日から令和５月３１日

臨時休止②：令和２年１２月２８日から令和３年１月１７日

令和３年１月１８日から令和３年２月７日

令和３年２月８日から令和３年３月７日

子育て支援センターは休止。電話相談のみ実施した。

制限付開室①：令和２年６月１日から令和２年１２月２７日

制限付開室②：令和３年３月８日から令和５年５月７日

①、②において下記の感染防止対策を講じて、つどいの広場を開室。

- ・午前午後各５組の定員を設定。（令和３年７月すくすくかわごえ移転後は１５組の定員）
- ・電話予約制に変更。
- ・相談は電話のみ実施。（令和３年７月すくすくかわごえ移転後はパーテーションを使用して相談支援を実施）
- ・飛沫感染や接触の恐れのあるイベント・講座の中止。
- ・利用者の入場制限。（事前検温で３７．５℃以上の発熱または平熱１℃超過、咳、咽頭痛の症状）
- ・入室者の氏名、緊急連絡先の記入依頼。
- ・委託先のつどいの広場も同様の対策を依頼。
- ・委託先のランチタイム休止。

【３．効果】

三密回避により感染拡大防止に繋がった。

【4. 国・県との関連】

臨時休止①…緊急事態宣言（令和2年4月）

制限付開室①…緊急事態宣言解除（令和2年5月）

臨時休止②…埼玉県屋内県有施設休館

（令和2年12月24日から令和3年1月17日）

…緊急事態宣言（令和3年1月）

制限付開室②…緊急事態宣言解除（令和3年3月）

No.	取組名	保育施設における対策
6-4-3	担 当	こども未来部 保育課

【1. 背景と目的】

保育所等における新型コロナウイルスの対応については、国からの通知を踏まえて、施設長、保護者あての通知を行った。保育所については、学校の臨時休業を要請されている中、感染の予防に留意した上で、原則として開所を求められていた。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

① 感染状況、緊急事態宣言発令状況に応じて、保護者や施設長宛に随時、通知を発出した。以下は、その一例。

- ・令和2年2月26日付け 保護者あて通知
卒園式の対応について
- ・令和2年3月12日付け 施設長あて通知
感染拡大の防止のための保育にあたっての留意点について
卒園式等行事開催にあたっての留意点について
- ・令和2年4月6日付け 施設長、保護者あて通知
保育所等における感染拡大防止のための留意事項について
保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について
※ 学校は臨時休業を要請されたが、保育所については原則開所を求められた。
- ・令和2年4月9日付け 施設長、保護者あて通知
登園自粛の依頼について
登園自粛に係る保育料について
※ 緊急事態宣言が発出され、保護者が依頼に基づき登園を自粛した場合には、保育料を減免した。
- ・令和2年4月28日付け 施設長、保護者あて通知
登園自粛期間を延長する依頼について
- ・令和2年7月16日付け 施設長あて通知
「彩の国『新しい生活様式』における取組」を参照した感染拡大防止について
職員の健康管理（感染が疑われる場合には出勤を行わない）について

- ・令和3年1月8日付け 施設長あて通知
緊急事態宣言後の保育所等の対応について
園児及び職員（同居家族等を含む）の登園を控える基準について
※ 緊急事態宣言発出

- ・令和5年3月14日付け 施設長、保護者あて通知
登園自粛による保育料の日割り計算による減免措置の取り扱い廃止について
登園自粛要件の一部変更について
※ 令和5年4月1日以降の変更

- ② 公立保育所における、マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大防止のための備品を購入した。
感染症対策のため、公立保育所の空調設備を更新した。

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら、登園自粛を依頼した場合でも、医療従事者など社会の機能を維持することが必要な方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の児童等については、必要な保育の提供を行った。
マスク等の衛生用品の購入や空調設備の更新を行い、感染対策を行った。

【4. 実施上の課題と対応】

保育施設については、コロナ禍にあっても、社会的に重要な機能を有する施設であるため、原則として開所しなければならないとされていたが、感染拡大により、臨時休園することとなった保育所があった。
臨時休園期間中は、医療従事者または社会的要請の強い職種に限り特別保育を実施した。

【5. 国・県との関連】

保育所における感染防止策については、国から示された「保育所における感染症ガイドライン」等に基づく対応を行った。

【6. 事業費】

令和2年度	公立保育所における衛生用品の購入
事業費	7,110,647 円
財 源	国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金
予算措置	令和2年度予算：令和2年6月補正（第4号）
令和2年度	公立保育所（一時預かり事業分含む）の衛生用品の購入
事業費	11,344,037 円
財 源	埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
予算措置	令和2年度予算：令和2年9月補正（第9号）
令和2年度	公立保育所における感染リスクの低減を図るための空調設備更新
事業費	27,255,327 円
財 源	国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和2年度予算：令和2年7月補正（第8号）
令和2年度	公立保育所における衛生用品の購入
事業費	2,231,469 円
財 源	国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金
予算措置	6月補正前に購入した衛生用品購入費用に充てるため、保育課一般事務に充てられた補助金を流用。
令和3年度	公立保育所の感染症対策用消耗品及び備品の購入
事業費	9,986,905 円
財 源	国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）
令和3年度	一時預かり事業実施園（公立）における感染症対策消耗品及び備品の購入
事業費	1,193,540 円
財 源	国庫支出金 子ども・子育て支援交付金 県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）
令和3年度	感染症対策のため、公立保育所の空調設備更新
事業費	35,074,226 円
財 源	国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和3年度予算：令和3年9月補正（第6号）

令和４年度	公立保育所の感染症対策用消耗品及び備品の購入
事業費	9,289,051 円
財 源	国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）
令和４年度	公立保育所の感染対策のための簡易改修
事業費	13,887,335 円
財 源	国庫支出金 保育対策総合支援事業補助金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）
令和４年度	一時預かり事業実施園（公立）における感染症対策用消耗品及び備品の購入
事業費	794,808 円
財 源	国庫支出金 子ども・子育て支援交付金 県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）
令和４年度	一時預かり実施施設（公立）における感染対策のための簡易改修
事業費	2,942,500 円
財 源	国庫支出金 子ども・子育て支援交付金 県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）
令和４年度	感染症対策のため、公立保育所の空調設備更新（備品購入）
事業費	5,973,110 円
財 源	国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）
令和４年度	感染症対策のため、公立保育所の空調設備更新（工事請負費）
事業費	40,715,400 円
財 源	国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和４年度予算：令和４年３月補正（第１号）

No.	取組名	認可外保育施設に係る登園自粛分保育料補助金
6-4-4	担 当	こども未来部 こども政策課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が逼迫している認可外保育施設を利用する児童の保護者又は施設に対して登園自粛した場合に、その日数に応じて保育料を補助することで経済的な負担の軽減を図る。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

認可外保育施設を利用する児童の保護者又は施設に対し、登園自粛した日数に応じた保育料について補助を行う。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況等（緊急事態宣言、まん延防止等重点措置期間）により、対象者、対象期間は随時変更あり。令和4年12月27日付で、内閣府及び厚生労働省「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置について」において、新型コロナウイルス感染症に係る保育料の減免措置について、令和5年度4月以降廃止する方針が示されたことを受け、市においても同様に終了。

【3. 効果】

新型コロナウイルスの影響により登園自粛をした日数分の保育料額の補助を実施したことで、利用者の経済的負担の軽減に一定の効果があった。

（令和2年度 14件、令和3年度 29件、令和4年度 18件）

【4. 事業費】

事業費 令和2年度 257,000円

令和3年度 222,000円

令和4年度 97,000円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年度7月補正（第8号）

※R3（6月補正）川越市保育対策総合支援事業費補助金の余剰内で対応

※R4（4月補正）川越市保育対策総合支援事業費補助金の余剰内で対応

No.	取組名	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（保育施設等）
6-4-5	担 当	こども未来部 保育課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和2年6月19日付け厚生労働省子発0619第1号）に基づき、厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等に対し補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

[民間保育施設]

1 補助対象者

感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、一時預かり事業）

2 補助対象経費

- マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大防止のための備品購入費
- 施設等の消毒に要する費用（委託費等）
- 感染症予防の広報・啓発に係る費用（印刷製本費等）
- 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に行うための研修受講費、かかり増し経費等

3 補助上限額

1施設又は1事業当たり50万円以内

4 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（令和2年4月1日以降に発注し、令和3年3月31日までに納品・支払いが完了するもの）

【3. 効果】

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等の負担を軽減することができた。

【4. 国・県との関連】

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱

- ・埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金
交付要綱（厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

【5. 事業費】

事業費 [法人園・法人園一時預かり事業分] 37,696,000 円

財 源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和2年9月補正（第9号）

No.	取組名	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（認可外保育施設）
6-4-6	担 当	こども未来部 こども政策課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や職員の支援等を実施する認可外保育施設に対し、補助金を支給する。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

認可外保育施設が感染拡大防止対策として行うマスク等の衛生用品の購入や施設の消毒に係る費用などに対し補助金を交付する。

（認可外保育施設 43 施設）

【３．効果】

児童福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る衛生用品購入費やかかり増し経費等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減に寄与した。

【４．事業費】

事業費 11,408,000 円

財 源 県支出金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和２年度９月補正（第９号）

No.	取組名	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）（こども育成課分）
6-4-7	担 当	こども未来部 こども育成課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症対応下において、児童福祉施設等は感染拡大防止対策を行った上での事業継続が求められた。緊急に必要な感染拡大防止対策に係る費用や児童福祉施設等の職員に係る負担への包括的な支援を実施するため、国の令和2年度第二次補正予算において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」を実施することとされた。本市においても市内児童福祉施設等（直営を除く）を支援するため補助事業を実施することとなった。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

児童福祉施設等が感染拡大防止対策として行うマスク等の衛生用品の購入や施設の消毒に係る費用、業務の実施に係る手当などに対し補助金を交付する。

●補助対象者

ファミリー・サポート・センター事業実施施設（1施設）、病児・病後児保育施設（4施設）、民間放課後児童クラブ（1施設）、地域子育て支援拠点施設（20施設）

●実施期間

令和2年度

●交付実績

- ・ファミリー・サポート・センター事業実施施設（1施設）：276,584円
- ・病児・病後児保育施設（4施設）：1,979,000円
- ・民間放課後児童クラブ（1施設）：500,000円
- ・地域子育て支援拠点施設（16施設）：6,295,000円

【3. 効果】

児童福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る衛生用品購入費やかかり増し経費等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

【４．国・県との関連】

埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱において、財源補助が示された。

【５．事業費】

事業費 9,050,584 円

財 源 県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

予算措置 令和２年９月補正（第９号）

No.	取組名	抗原定性検査キットの購入（保育施設等）
6-4-8	担 当	こども未来部 保育課

【１．背景と目的】

・高齢者施設、障害者支援施設の従事者や保育所、小学校の職員等が濃厚接触者となった場合でも、無症状であり毎日、業務前に検査を行うなどの「一定の要件」を満たしたときは、待機期間中の業務の従事が可能とされた。

そこで、社会機能維持（サービス提供の継続）を目的として、濃厚接触者となった従事者の待機を解除（早期の職場復帰）するための検査に必要な抗原定性検査キットを購入することとした。さらには、必要に応じて、感染の疑いのある従事者等の早期感染確認にも使用するなど、感染拡大の防止にも活用しようとするもの。（令和４年度４月補正）

・保育施設内で一定数の感染が確認された場合に、陽性者と一定の接触があった保育施設職員を対象として感染の有無を確認するため、市が抗原定性検査キットを購入し、各保育施設等に配布するもの。（令和４年度９月補正）

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和４年度４月補正（一般会計補正予算第２号）

認可保育所等（80 施設・3,370 個分）の従事者に対する抗原定性検査の実施に係る消耗品費の計上を行った。

●令和４年度９月補正（一般会計補正予算第６号）

認可保育所等（91 施設・4,550 個分）の従事者に対する抗原定性検査の実施に係る消耗品費の計上を行った。

・抗原検査キットの使用要件

- ①施設内での感染拡大を防止するため、５名程度の陽性者が発生した場合に、陽性者と一定程度の接触があった職員を対象に感染の有無を確認するために使用する場合（小規模の施設にあつては１名以上の陽性者が発生した場合も活用可能）
- ②施設職員が濃厚接触者となった場合であつて、待機期間を短縮しようとするため又は待機期間中での業務の従事を可能とするために使用する場合。
- ③その他感染に不安を感じる施設職員に対する検査のために使用する場合。

●購入履歴（支出命令日ごと）

- ・令和４年 ６月 15 日 3,370 個
- ・令和４年 ８月 30 日 200 個
- ・令和４年 11月 30 日 5,000 個

【3. 効果】

感染者と一定の接触のある職員の感染を確認するほか、感染の疑いのある従事者等の早期感染確認にも使用するなど、感染拡大の防止に活用することができた。

【4. 国・県との関連】

国からの通知によると、保育施設等の従事者が家庭内感染等により濃厚接触者となった場合に、社会機能を維持するため、緊急的な対応として、毎日業務前に検査を行い、陰性が確認されているなどの要件や注意事項を満たす限りにおいて、不要不急の外出に当たらないとする取扱いを可能としている。

【5. 事業費】

●令和4年度4月補正（一般会計補正予算第2号）

事業費 5,055,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年4月補正（第2号）

●令和4年度6月補正（一般会計補正予算第6号）

事業費 6,565,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年6月補正（第6号）

No.	取組名	抗原定性検査キットの購入（認可外保育施設）
6-4-9	担 当	こども未来部 こども政策課

【１．背景と目的】

コロナ禍において認可外保育施設等における事業継続を支援するため、感染者と一定の接触のある職員に対して抗原検査を実施し、各施設内での感染拡大防止、及び職員の感染の有無を早期に確認する必要があった。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

市内の認可外保育施設等における無症状の濃厚接触者や職員の感染確認及び濃厚接触者の待機期間の短縮等に必要な抗原定性検査キットを配布する。

※４月補正時 3,950 キット・・・認可外保育施設（44 施設）、病児・病後児保育施設（4 施設）、放課後児童クラブ（4 施設）、児童発達支援及び放課後等デイサービス（53 施設）、母子生活支援施設（1 施設）及び予備分をまとめ購入

※９月補正時 3,100 キット・・・認可外保育施設（42 施設）＋こども未来部予備分

【３．効果】

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の停止等を防ぎ、その施設の機能を維持した。（配布施設数：106 施設（R4. 4）、42 施設（R4. 11））

濃厚接触者となった職員が当該キットを活用し検査を行うことにより、待機期間が短縮され、安定した施設の運営継続に寄与した。

【４．事業費】

事業費 １回目 4,996,750 円

２回目 1,807,300 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和４年度 ４月補正（第２号）

９月補正（第６号）

No.	取組名	保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止 対策に係る支援補助金（保育施設等）
6-4-10	担 当	こども未来部 保育課

【1. 背景と目的】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要な経費を補助した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

[民間保育施設]

1 補助対象者

感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、一時預かり事業）

2 補助対象経費

○職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に行うための研修受講費、かかり増し経費等

○マスクや消毒液等の衛生用品や感染拡大防止のための備品購入費

○施設等の消毒に要する費用（委託費等）

○感染症予防の広報・啓発に係る費用（印刷製本費等）

3 補助上限額

1 施設当たり 30～50 万円

- ・定員 19 人以下：30 万円
- ・定員 20 人以上 59 人以下：40 万円
- ・定員 60 人以上：50 万円
- ・一時預かり事業：30 万円（一律）

4 補助対象期間

令和 3 年度分：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで（令和 3 年 4 月 1 日以降に発注し、令和 4 年 3 月 31 日までに納品・支払いが完了するもの）

令和 4 年度分：令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 17 日まで（令和 4 年 4 月 1 日以降に発注し、令和 5 年 2 月 17 日までに納品・支払いが完了するもの）

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら運営を行う保育所に経済的な支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るとともに、児童の衛生を確保・維持し、継続的に事業を行うことができた。

【4. 国・県との関連】

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱
- ・ 埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱（厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

【5. 事業費】

事業費 令和3年度 34,546,000 円

（うち一時預かり事業対象分： 6,389,000 円、
保育事業対象分：28,157,000 円）

令和4年度 33,791,000 円

（うち一時預かり事業対象分： 6,387,000 円、
保育事業対象分：27,404,000 円）

財 源 一時預かり事業対象分

国庫支出金 子ども・子育て支援交付金、県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

保育事業対象分

国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）

令和4年度予算：令和4年3月補正（第1号）

No.	取組名	保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止 対策に係る支援補助金（認可外保育施設）
6-4-11	担 当	こども未来部 こども政策課

【１．背景と目的】

No. 6-4-10 参照。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

認可外保育施設における保育を継続的に実施していくために必要な人件費や、衛生用品等の購入に係る経費を対象とする。

【３．効果】

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら運営を行う認可外保育施設に対し経済的な支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るとともに、児童の衛生を確保・維持し、継続的に事業を行うことができた。

令和２年度（３０施設）、令和３年度（２５施設）、令和４年度（２６施設）

【４．事業費】

事業費 令和２年度 10,193,000 円
令和３年度 8,219,000 円
令和４年度 8,397,000 円

財 源 国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年度６月補正（第４号）
令和３年度６月補正（第３号）
令和４年度４月補正（第１号）

No.	取組名	保育施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止 対策に係る支援補助金（こども育成課分）
6-4-12	担 当	こども未来部 こども育成課

【１．背景と目的】

No. 6-4-10 参照。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

保育施設等における保育を継続的に実施していくために必要な人件費や、衛生用品等の購入に係る経費を対象とする。

●補助対象者

令和２年度：病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（１施設）、地域子育て支援拠点施設（20 施設）

令和３年度：ファミリー・サポート・センター事業実施施設（１施設）、病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（４施設）、地域子育て支援拠点施設（20 施設）

令和４年度：病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（４施設）、地域子育て支援拠点施設（20 施設）

●実施期間

令和２年度・令和３年度・令和４年度

●交付実績

令和２年度

- ・病児・病後児保育施設（４施設）：2,000,000 円
※委託料増額の変更契約で対応
- ・民間放課後児童クラブ（１施設）：500,000 円
※民間放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染拡大防止対策費補助金として実施
- ・地域子育て支援拠点施設（20 施設）：9,999,999 円
※委託料増額の変更契約で対応

令和３年度

- ・ファミリー・サポート・センター事業実施施設（１施設）：270,000 円
- ・病児・病後児保育施設（４施設）：1,200,000 円
- ・民間放課後児童クラブ（４施設）：1,500,000 円

・地域子育て支援拠点施設（18 施設）：5,178,000 円
令和4年度

- ・病児・病後児保育施設（4 施設）：1,199,000 円
- ・民間放課後児童クラブ（4 施設）：1,500,000 円
- ・地域子育て支援拠点施設（17 施設）：4,878,000 円

【3. 効果】

保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品購入費やかかり増し経費等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

【4. 国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱において新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

【5. 事業費】

●令和2年度

事業費 12,499,999 円
財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金
予算措置 令和2年6月補正（第4号）

●令和3年度

事業費 8,148,000 円
財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金
県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和3年6月補正（第3号）

●令和4年度

事業費 7,577,000 円
財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金
県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金
国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年3月補正（第1号）

No.	取組名	子育て短期支援事業における感染症拡大防止対策
6-4-13	担 当	こども未来部 こども家庭課

【１．背景と目的】

新型コロナウイルスの感染拡大下においても、感染症対策の徹底を図りながら子育て短期支援事業を継続的に実施していくために必要な衛生用品等の購入、事業所等の消毒に必要なとなる経費について経済的支援を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和２年度

感染症拡大防止対策に係る費用として、業務委託料を５０万円増額して支援を行った。

●令和３年度及び令和４年度

実施施設における衛生用品の購入等に係る経費を対象として、３０万円の補助金を交付した。

【３．効果】

必要な経済的支援を行うことで、感染症対策の徹底を図りながら子育て短期支援事業を継続的に実施することができた。

【４．国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成２８年７月２０日府子本第４７４号通知別紙）に基づき実施したもの。

なお、補助率については、令和２年度が国 10/10、令和３年度及び令和４年度は国 1/3・県 1/3・市 1/3 となり、市負担分には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した。

【５．事業費】

●令和２年度

事業費 ５００,０００円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

予算措置 令和２年６月補正（第４号）

●令和３年度及び令和４年度

事業費 300,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

県支出金 放課後児童クラブ等に係る新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

予算措置 令和３年６月補正（第３号）

令和４年３月補正（第１号）

No.	取組名	保育施設等における感染症対策のための改修整備等補助金
6-4-14	担 当	こども未来部 保育課

【１．背景と目的】

感染防止対策を図りながら事業を継続的に実施していくために、感染症対策のための改修整備等に必要な経費を補助したものの。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和４年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施したトイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等感染症対策のための改修等、簡易な改修に係る経費を補助した。

【３．効果】

保育施設に対し、新型コロナウイルス感染対策のための施設改修整備等補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

保育所：２２件 認定こども園：６件 地域型保育事業所：１８件

【４．国・県との関連】

保育対策総合支援事業費補助金（１／３）

【５．事業費】

事業費 ４１,０１０,０００円

財 源 保育対策総合支援事業費補助金（１／３）

予算措置 令和４年度４月補正（第１号）

No.	取組名	保育施設等における感染症対策のための改修整備 等補助金（こども育成課分）
6-4-15	担 当	こども未来部 こども育成課

【１．背景と目的】

保育施設等において、感染症に対する強い体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、事業を継続していくため、簡易な改修に係る経費について支援を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

保育施設等において、トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等感染症対策のための改修等簡易な改修に係る経費を対象として補助金を交付する。

●補助対象者

病児・病後児保育施設（４施設）、民間放課後児童クラブ（４施設）、地域子育て支援拠点施設（１９施設）

●実施期間

令和４年度

●交付実績

- ・病児・病後児保育施設（１施設）：５１７，０００円
- ・地域子育て支援拠点施設（９施設）：６，７６０，０００円

【３．効果】

保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染対策のための施設改修整備等に係る補助金を交付することで、施設職員及び施設利用者の感染リスクの低減を図ることができた。

【４．国・県との関連】

子ども・子育て支援交付金交付要綱において新型コロナウイルスの感染対策に係る特例措置として、財源補助が示された。

【5. 事業費】

事業費 7,277,000 円

財 源 国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

県 支 出 金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策
事業費補助金

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

No.	取組名	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金
6-4-16	担 当	こども未来部 保育課

【１．背景と目的】

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、すべての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すもの。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、特定教育・保育施設に対し、令和４年２月から令和４年９月までの間、収入を３％程度（月額 9,000 円）引き上げるための措置を実施した。

令和４年１０月以降は、本取組を継続するため、公定価格において処遇改善等加算Ⅲを新設し移行された。

【３．効果】

コロナ禍において、幼児教育・保育現場で働く職員の処遇改善に寄与した。

【４．実施上の課題と対応】

保育現場にとっては処遇改善のため有効な取組であったものの、制度の発表から実施までの猶予がとても短く、事務に関しては大変混乱したため、施設向けの説明会を実施するなどの対応を行った。

【５．国・県との関連】

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱

【６．事業費】

事業費 令和３年度 24,363,277 円 令和４年度 92,287,564 円
財 源 国庫補助金 保育士等処遇改善臨時特例交付金
予算措置 令和３年度予算：令和４年３月補正（第１３次）
令和４年度予算：当初予算

No.	取組名	保育所等における I C T 化等推進事業
6-4-17	担 当	こども未来部 保育課

【1. 背景と目的】

●公立保育所

コロナ禍において保育業務の効率化及び保護者の利便性の向上を図る。

また、保育に付随する業務に係る保育 I C T システムを導入し、システムを利用できる環境を整備する。

●民間保育施設

保育士等が働きやすい環境を整備するため、I C T 化推進等事業を実施する保育施設等に対し補助金を交付した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●公立保育所

1 実施時期

（1）令和4年度

令和4年8月31日から令和5年3月31日まで

（2）令和5年度

令和5年12月4日から令和6年1月24日まで

2 取組内容

（1）令和4年度

無線ネットワーク構築業務委託、システム操作研修環境設定手数料、タブレット端末購入、保育 I C T システム利用料、その他消耗品購入

（2）令和5年度

タブレット端末の追加購入

●民間保育施設

1 補助対象者

令和3・4年度分：I C T 化等推進事業を実施する保育所等（保育所及び幼保連携型認定こども園）

令和5年度分：I C T 化等推進事業を実施する保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）

2 補助対象経費

○システムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）

○通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）

（※令和３・４年度のみ）

３ 補助率及び基準額

○システム導入：補助対象経費の３／４、１施設当たり上限１,０００,０００円

○翻訳機等の購入：補助対象経費の３／４、１施設当たり上限１５０,０００円

４ 補助対象期間

令和３年度分：令和３年４月１日～令和４年３月３１日まで（令和３年４月１日以降に発注し、令和４年３月３１日までに納品・支払いが完了するもの）

令和４年度分：令和４年４月１日～令和５年２月１７日まで（令和４年４月１日以降に発注し、令和５年２月１７日までに納品・支払いが完了するもの）

令和５年度分：令和５年４月１日～令和６年２月１６日まで（令和５年４月１日以降に発注し、令和５年２月１６日までに納品・支払いが完了するもの）

【３．効果】

保育所等がＩＣＴを活用した業務システムを導入することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備することができた。

【４．国・県との関連】

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱
- ・埼玉県児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金交付要綱（厚生労働省新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

【５．事業費】

●公立保育所

事業費 令和４年度 ３９,３２０,８０１円

令和５年度 ５,１７０,０００円

財 源 令和４年度：

国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金

（補助割合：国 １／２、市 １／４、事業者 １／４）

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和５年度：

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和４年度予算：令和４年６月補正（第４号）

令和５年度予算：こども政策課予算からの流用にて対応

●民間保育施設

事業費 令和3年度 16,001,000 円

令和4年度 5,748,000 円

令和5年度 10,874,000 円

財 源 国庫支出金 保育対策総合支援事業費補助金

(補助割合：国 1／2、市 1／4、事業者 1／4)

国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年度予算：令和3年6月補正（第3号）

令和4年度予算：令和4年3月補正（第1号）

(5) 学童保育

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-5-1	学童保育室における対策（感染対策）	教育総務部教育財務課	227
6-5-2	学童保育室における対策（登室自粛）	教育総務部教育財務課	230
6-5-3	学童保育室における対策（拡大検査）	教育総務部教育財務課	232
6-5-4	学童保育室における対策（クラスター対策）	教育総務部教育財務課	233
6-5-5	学童保育室における対策（臨時休業中の対応）	教育総務部教育財務課	235
6-5-6	学童保育室における対策（集中的検査）	教育総務部教育財務課	237

No.	取組名	学童保育室における対策（感染対策）
6-5-1	担 当	教育総務部 教育財務課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルスの感染拡大により、学童保育室については、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」が発出され、感染の予防に留意した上で、原則開所する方針が打ち出された。

その後も続く新型コロナウイルス感染症の流行下において、感染対策を図りながら学童保育室の継続的な運営をしていくため、事業を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●取組内容

①感染拡大防止を図るための物品の購入等

学童保育室における感染拡大防止を図るために必要な衛生用品、パーテーション等の物品を購入したほか、既設蛇口の自動水栓化、空調設備の清掃等を行った。

②空調設備整備

学童保育室における室内の換気機能及び空調効率を上げるため、空調設備の整備を行った。

③ICT化推進事業

感染拡大防止を図るため、学童保育室におけるICT化を推進し、情報端末の増設や通信環境の整備を行った。

●対象

川越市立学童保育室

●実施期間

- ① 令和2年度、令和3年度、令和4年度
- ② 令和3年度、令和4年度
- ③ 令和3年度、令和4年度

【3. 効果】

①感染拡大防止を図るための物品の購入等

学童保育室で過ごす児童や支援員等の感染対策の徹底を図ることができた。

②空調設備整備

感染拡大防止に必要な学童保育室内の換気機能及び空調効率を上げることができた。

③ICT化推進事業

ICT化を進め、感染拡大防止を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

国庫支出金、県支出金を活用することによって感染対策に必要な事業を行うことができた。

通常業務に加えて感染対策等の業務が増えたため、職員の負担が大きかった。

感染拡大防止に必要な事項の抽出に苦慮した。

【5. 国・県との関連】

国庫支出金、県支出金を活用した。

【6. 事業費】

①感染拡大防止を図るための物品の購入等

・令和2年度

事業費	51,484,722 円
財源	・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金 ・県支出金 埼玉県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
予算措置	令和2年6月補正（第4号）、令和2年9月補正（第9号）

・令和3年度

事業費	22,385,758 円
財源	・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金 ・県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金
予算措置	・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 令和3年6月補正（第3号）

・令和4年度

事業費	52,790,022 円
財源	・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金 ・県支出金 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 予算措置 令和4年3月補正（第1号）

②空調設備整備

・令和3年度

事業費 9,337,900 円

財 源 ・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 予算措置 令和3年9月補正（第6号）

・令和4年度

事業費 9,092,600 円

財 源 ・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 予算措置 令和4年3月補正（第1号）

③ICT化推進事業

・令和3年度

事業費 28,379,328 円

財 源 ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金
 ・県支出金
 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金
 ・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 予算措置 令和3年9月補正（第6号）

・令和4年度

事業費 36,126,462 円

財 源 ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金
 ・県支出金
 放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金
 ・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 予算措置 令和4年3月補正（第1号）

No.	取組名	学童保育室における対策（登室自粛）
6-5-2	担 当	教育総務部 教育財務課

【1. 背景と目的】

国内の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、これを受け、同日、埼玉県知事から放課後児童クラブについては、規模を縮小した上で運営を行うべきものとの要請がなされた。

児童の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大をより一層防止する観点から、保護者へ家庭において保育が可能な場合の登室自粛の要請を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●対象者

川越市立学童保育室児童の保護者

●実施期間

令和2年4月8日～令和2年5月31日

●実施内容

学童保育室への登室自粛要請及び登室自粛をした日数分の学童保育料の日割り減免

【3. 効果】

学童保育室利用の保護者へ登室自粛要請を行うことで、学童保育室を継続して開室しながら、児童の安全確保及び感染拡大防止を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

学童保育料の日割り減免算定に対応したシステムがないため、減免事務に苦慮した。

【5. 国・県との関連】

学童保育料の減免について、国庫支出金、県支出金を活用した。

【6. 事業費】

令和2年度

事業費	30,002,000 円
財源	・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金
	・県支出金
	放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金
	・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置	令和2年度当初予算

No.	取組名	学童保育室における対策（拡大検査）
6-5-3	担 当	教育総務部 教育財務課

【1. 背景と目的】

学童保育室において新型コロナウイルスの感染が確認された際に、感染の不安や拡大を防ぐために、濃厚接触者に該当しない者に対しても、拡大PCR検査を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●対象者

川越市立学童保育室の児童及び支援員等

●実施時期

令和2年12月～令和4年1月

●取組内容

陽性者と一定程度の接触等が見込まれる児童及び支援員等に対して、保健所から受領した検査キットの配布及び回収をし、保健所へ検査を依頼した。

【3. 効果】

学童保育室における感染の不安や拡大の防止が図れた。

【4. 実施上の課題と対応】

対象者への検査キットの配布や回収で、事務の負担が過大となった。

No.	取組名	学童保育室における対策（クラスター対策）
6-5-4	担 当	教育総務部 教育財務課

【1. 背景と目的】

学校が臨時休業となる中、学童保育室においては、国等からの通知を踏まえて、感染の予防に留意した上で、原則として開所することとしていた。

ただし、学童保育室に在籍する児童や支援員等に症状が現れた場合には、感染拡大防止を図るため、学童保育室を臨時休室とした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

学童保育室を臨時休室とする場合は、感染状況、緊急事態宣言発令状況に応じて、下記のとおり随時対応を見直した。

●令和2年7月

休室期間は、濃厚接触者の特定調査開始日から2日間を想定。

- ①学校授業日：学校の臨時休業の判断と同一とする。支援員等の感染が判明した場合には、教育財務課が臨時休室について判断する。
- ②学校休業日：児童及び支援員等の感染が判明した場合には、教育財務課が臨時休室について判断する。

●令和3年4月

学童保育室関係者に陽性者が判明し、当該陽性者が発症日及びその前2日間に登室した日がある場合は、発症日の翌日から3日間を休室とする。

●令和4年2月

同一支援単位内で同時期に複数の学童保育室関係者に陽性者が判明し、2人目の陽性者が発症日及びその前2日間に登室した日がある場合は、2人目の発症日の翌日から3日間を休室とする。

●令和4年7月

同一支援単位内で同時期に複数の学童保育室関係者に陽性者が判明し、5人目の陽性者が発症日又はその前2日間に登室した日がある場合は、5人目の発症日の翌日から3日間を休室とする。

【3. 効果】

国等のガイドラインや通知を参考に適宜基準を見直して対応したことにより、学童保育室において感染拡大防止及び感染拡大下での事業継続を図ることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

国や県、教育委員会等から発出される通知等に基づき、臨時休室とする判断基準をその都度見直しするなどしたため、利用者や支援員等への周知といった事務の負担が過大となった。

【5. 国・県との関連】

学童保育室における感染防止策については、国等から示された感染症ガイドライン等に基づく対応を行った。

No.	取組名	学童保育室における対策（臨時休業中の対応）
6-5-5	担 当	教育総務部 教育財務課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルスの拡大により学校は一斉休校となったが、学童保育室については、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」が発出され、感染の予防に留意したうえで、原則開所する方針が打ち出されたため、学童保育室の入室児童全員を受入れ、保育については、学校職員と学童保育臨時指導員が連携して行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和2年3月2日～3月26日

※春休み期間中については、通常どおりの学童保育運営体制で業務を実施

時 間	職 員	場 所
8：30～11：00	学校職員	学校施設（教室）
11：00～15：00	学校職員及び学童保育臨時指導員	学校施設（教室）
15：00～18：30	学童保育臨時指導員	学童保育室又は教室

12時30分より前に出勤できる指導員のみ11時から勤務。ただし、15時までは学校において教職員と協力して保育に当たり、15時以降は学童保育室に戻って指導員のみで保育に当たった。

●令和2年4月8日～5月31日

時 間	職 員	場 所
8：30～13：00	学校職員	学校施設（教室）
13：00～15：00	学校職員及び学童保育臨時指導員	学校施設（教室）
15：00～18：30	学童保育臨時指導員	学童保育室又は教室

【3. 効果】

学校が一斉休校となったため、朝から受け入れ体制を整えることにより、子どもの受入れ先がない保護者に対して寄与することができた

【4. 実施上の課題と対応】

学校の一斉休校が打ち出されたことに伴う急な決定であったため、学童保育臨時指導員の人員確保が最大の課題であったが、教育委員会内で調整を行い、必要な人員や場所を確保したうえで開室することができた。

【5. 国・県との関連】

学童保育室における対応については、国等から示された通知や感染症ガイドライン等に基づく対応を行った。

No.	取組名	学童保育室における対策（集中的検査）
6-5-6	担 当	教育総務部 教育財務課

【１．背景と目的】

学童保育室に勤務する支援員等に症状が現れた場合に、検査を行うことで早期に陽性者を発見し、感染拡大防止を図るため、支援員等を対象とした検査キットを配布した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和３年１０月

厚生労働省から抗原簡易キットが、放課後児童クラブに対して無償で配布された。
(配布数：360 個)

●令和４年７月

児童と接する時間の長い夏季休業期間における陽性者発生時の職員の感染確認に必要な検査に用いる抗原検査キットを市が購入し、各施設に配布した。
(配布数：2,300 個)

●令和５年１月

新学期を迎える学校や学童の感染対策として、職員等が感染に不安がある場合や、濃厚接触者の待機期間短縮を必要とする場合等における検査に使用できるよう、県から提供を受けた抗原検査キットを配布した。
(配布数：1,500 個)

【３．効果】

学童保育室において、体調不良者の早期発見や早期の職場復帰を促進し、感染拡大防止及び感染拡大下での事業継続を図ることができた。

【４．実施上の課題と対応】

検査キットの希望調査や、検査結果の集計について、取りまとめの事務の負担が過大となった。

【5. 国・県との関連】

関係省庁から発出される通知や、厚生労働省がホームページ等で発信する情報を基に対策を行った。

【6. 事業費】

事業費 令和4年度 3,151,500 円

財 源 ・国庫支出金 子ども・子育て支援交付金

・県支出金

放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金

・国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

(6) 学校

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-6-1	学校の休業・再開	学校教育部学校管理課	241
6-6-2	学校における感染防止対策	学校教育部教育指導課 学校教育部学校管理課 学校教育部市立川越高等学校 学校教育部教育センター 学校教育部市立特別支援学校	243
6-6-3	学校教育活動の制限	学校教育部教育指導課 学校教育部市立川越高等学校 学校教育部市立特別支援学校	246
6-6-4	学びの保障・継続	学校教育部教育指導課 学校教育部市立川越高等学校 学校教育部教育センター 学校教育部市立特別支援学校	248
6-6-5	学校給食の対応	学校教育部学校給食課	251

No.	取組名	学校の休業・再開
6-6-1	担 当	学校教育部 学校管理課

【1. 背景と目的】

令和2年2月の国内における新型コロナウイルス感染症拡大による国及び県の要請を受け学校保健安全法第20条の規定に基づき市立学校（小学校、中学校、市立特別支援学校、市立川越高等学校）の臨時休業を実施した。

感染拡大が進み、令和2年4月7日に国から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項による緊急事態宣言が発令されたことにより、当該宣言下における臨時休業、宣言解除後の段階的な再開等、児童生徒の健康安全を最優先に確保するための対応を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①令和元年度（一斉臨時休業（一斉休校））

令和2年2月28日、国の要請を受けて県より県内市町村の全小・中学校等の臨時休業が要請された。

本市の市立学校を令和2年3月2日から3月26日までの期間を臨時休業とした。

また、修了式や部活動は実施せず、卒業式は必要最小限の規模で実施した。

②令和2年度（臨時休業の延長及び段階的な教育活動の再開）

県からの延長要請を受け、市立学校について令和2年4月12日まで臨時休業を延長した。

令和2年4月7日に発令された国の緊急事態宣言に基づく県の要請を受け、市立小・中・特別支援学校については令和2年5月6日まで臨時休業を延長し、令和2年5月7日に入学式を実施することとした。市立川越高等学校については令和2年4月8日に入学式を実施したうえで4月9日から5月6日までを臨時休業とした。

その後、県からの再度の要請を受け、市立学校は令和2年5月31日まで臨時休業を延長することとし、入学式、始業式は中止した。

令和2年5月25日に緊急事態解除宣言が発出され、県からの「6月以降の段階的な学校再開について（通知）」に基づき、児童生徒の健康と安全、感染症拡大防止を最優先とし、令和2年6月1日から6月19日までは分散登校、6月22日からは一斉登校、6月29日からは一斉登校及び通常授業の開始と、教育活動を段階的に再開することとした。

併せて、令和2年度の長期休業期間については短縮することとした。

（夏季休業8月1日～8月16日、冬季休業12月26日～1月4日）

③令和３年度（分散登校の実施及び通常登校の再開）

新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が続き、埼玉県を含めた 13 府県に緊急事態宣言が発出されたことから、令和３年 8 月 30 日から 9 月 26 日まで、午前・午後に分けた分散登校を実施した。

令和３年 9 月 27 日から 10 月 1 日までの期間、午前 4 時間の通常登校を開始し、午後をオンライン学習等とした。

令和３年 9 月 30 日をもって埼玉県内の緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ 10 月 4 日から通常登校・通常授業を再開した。

【３．効果】

国の緊急事態宣言やこれに基づく県の要請に対応し、状況に応じて市立学校の休業や分散登校等を行ったことで、学校内での感染症のさらなる拡大防止の効果があつた。

【４．実施上の課題と対応】

国や県からのガイドラインに基づき、教育委員会から学校、及び学校から保護者への速やかな報告・周知を徹底した。

通知が届くまでは学校現場での手探りの状況が生じた。また、通知が届いた後においても、（入学式、卒業式等）の実施方法について、学校規模等の事由により市内で統一に対応することが困難な場面があつた。

【５．国・県との関連】

国の緊急事態宣言や県の要請等に基づき学校の休業及び再開を実施した。

No.	取組名	学校における感染防止対策
6-6-2	担 当	学校教育部 教育指導課・学校管理課・市立川越高等学校・教育センター・市立特別支援学校

【1. 背景と目的】

学校における感染防止と教育活動の両立を図るため、学校行事や感染リスクの高い教育活動など具体的な活動場面ごとに、感染状況等に応じて活動を制限するなどの対策を講じた。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ①学校閉鎖、学年・学級閉鎖の状況把握（通年）
（県立学校の基準に準じて実施）
- ②まん延防止等重点措置に伴う対応（通年）
（県立学校の基準に準じて実施）
- ③ガイドラインの作成・発出（通年）
（県立学校版のガイドラインを参照し、作成・発出）
- ④保健所等との連携による学校におけるPCR検査キット（児童生徒用）による簡易検査の実施及び回収、抗原検査キット（児童生徒用）の配布
- ⑤教職員勤務体制について、研修のオンライン化、抗原検査キット（教職員用）の配布、必要に応じた在宅勤務等の実施、

【3. 効果】

学校は学級、学年、学校閉鎖を適切に行うことで、感染拡大防止に努めた。また、感染の状況による対応のガイドラインを作成し、示したことで、感染拡大を防止し、コロナ禍の状況下においても教育活動を止めることなく、実施できた。

感染症の発症に際した拡大PCR検査の実施や学校行事实施におけるPCR検査キットの配付により、できる限り安心安全な教育活動の実施に努めた。

【4. 実施上の課題と対応】

拡大PCR検査の実施時において、教室内及び教材教具等の消毒等、通常の業務とは異なる教職員の業務や業務を行う際の心理的な負担が拡大した。

コロナ感染が拡大した第5波頃までは、陽性者の近くで学習活動していた濃厚接触者の把握等、学校では非常に負担が大きかったが、ワクチン接種者の増加や変異株による感染で重症化しない罹患者の状況等により、感染者への対応は変化していった現状がある。

【5. 国・県との関連】

国や県から示されたガイドラインに基づき、市のガイドライン等を定め、それに基づく対応を行った。

なお、市立学校でクラスターが発生した場合には、埼玉県教育局県立学校部保健体育課及び西部教育事務所並びに市保健所へメール等で報告した。

【6. 事業費】

●教育指導課

令和2年度

事業費 29,405,687円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年6月補正（第4号）

令和2年9月補正（第9号）

令和3年3月補正（第16号）

令和3年度

事業費 27,468,314円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年9月補正（第7号）

令和4年度

事業費 9,583,785円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年4月補正（第2号）

令和4年9月補正（第6号）

令和5年度

事業費 926,529円

財源 一般財源

予算措置 令和5年度当初予算

●学校管理課

事業費 1,997,600円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年7月充当）

●市立川越高等学校

令和2年度

事業費 4,966,074円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年9月補正（第9号）

令和3年度

事業費 1,854,203円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和3年3月補正（第16号）

●市立特別支援学校

令和2年度

事業費 2,994,095円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年9月補正（第9号）

令和3年度

事業費 1,305,941円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和3年3月補正（第16号）

No.	取組名	学校教育活動の制限
6-6-3	担 当	学校教育部 教育指導課・市立川越高等学校・市立特別支援学校

【1. 背景と目的】

学校における感染防止と教育活動の両立を図るため、学校行事や感染リスクの高い教育活動など具体的な活動場面ごとに、感染状況等に応じて活動を制限するなどの対策を講じた。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①学校行事に関するガイドラインの作成・発出（通年）

※ 宿泊を伴う行事の中止等

小学校：令和3年度の宿泊を伴う行事の中止

中学校：令和3年度に計画している修学旅行は学校判断

（令和2年度に実施できなかった代替措置として実施する修学旅行は中止）

市立川越高等学校：令和3年度に修学旅行の目的地を変更

市立特別支援学校：令和3年度の宿泊を伴う行事の中止

②「今後の授業等における留意点」の発出（通年）

※ 感染リスクの高い教育活動や部活動の実施等における留意点を提示

【3. 効果】

①修学旅行や音楽会・合唱祭、運動会・体育祭、入学式・卒業式等、学校行事ごとに感染状況に応じた行動指針を提示することで、学校は、行事实施の判断基準とすることができた。

②感染リスクの高い教育活動や部活動の実施等における留意点を提示することで、学校は、感染拡大防止に努めながら教育活動の実施につなげることができた。

【4. 実施上の課題と対応】

①行動制限のある中で、それぞれの学校行事のねらいをふまえつつ、各学校が行事を実施していく点が困難であった。特に、以下に示す点は、各学校の実情に合わせて対応した点である。

(1)修学旅行：実施直前の体調不良者のキャンセル料対応、宿泊先での陽性者対応等

(2)音楽会・合唱祭：保護者の制限、マスクの着用、児童生徒の間隔を十分にとって実施

(3)運動会・体育祭：競技時間の短縮、密を回避した種目の実施、消毒の実施、保護者の制限等

(4)入学式・卒業式：式中の歌唱制限、在校生、参列者、保護者の制限等

②感染リスクの高い教育活動や部活動の実施等において、以下に示す点に留意しながら、学校は、感染拡大防止に努めながら各学校の実情に合わせて対応した。

(1)感染リスクの高い教育活動として留意しながら実施した教育活動

- ・音楽科：歌唱指導、管楽器演奏等
- ・家庭科：調理実習、調理後の試食等
- ・体育科：接触を伴う運動、向かい合って大声を出すような活動等

【５．国・県との関連】

国や県から示されたガイドラインに基づき、市のガイドライン及び授業等における留意点等を定め、それにもとづく対応を行った。

【６．事業費】

●教育指導課

令和２年度

事業費 3,849,685 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和２年７月補正（第８号）

令和３年度

事業費 18,753,870 円

財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和３年６月補正（第３号）

●市立川越高等学校

事業費 1,914,515 円

財源 一般財源

予算措置 令和３年度当初予算

●市立特別支援学校

事業費 30,800 円

財源 一般財源

予算措置 令和３年度当初予算

No.	取組名	学びの保障・継続
6-6-4	担 当	学校教育部 教育指導課・市立川越高等学校・教育センター・市立特別支援学校

【1. 背景と目的】

一斉臨時休業中の児童生徒の学びを保障するため、各学校においては学習課題を配布するなど家庭学習の工夫を行うとともに、指導や状況把握を行った。その後、順次学校が再開されると、教育課程の見直し、長期休業期間の短縮、学習活動の重点化等により、学習の遅れを取り戻し、学びを保障・継続するための取組を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

- ①学習者用コンピュータの導入について（令和2年度末）
- ②オンライン授業中継の実施（令和3年度から）
- ③電子黒板の納入について（令和2年度から）

【3. 効果】

児童生徒に1人1台、学習者用コンピュータが整備されたことにより、学校は、学級閉鎖や濃厚接触者に特定されたこと等により登校できない児童生徒に対するオンラインによる授業を実施することで学習保障ができた。

また、各学校に電子黒板を導入し、密集防止による感染予防を行いながら学習を継続することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

学習者用コンピュータの導入後、児童生徒及び教職員がスムーズにコンピュータを使用できない現状があったので、ICT教育を支援する「GIGA サポーター」を各学校に派遣し、コンピュータ活用に係る支援を行った。

通信環境が十分に整っていない家庭に対して、Wi-Fi ルータの貸出の対応ができるように各学校へ貸出用 Wi-Fi ルータを配付した。

感染予防のための電子黒板については、普通教室には整備済みであるが、特別教室については段階的な整備を実施している。

【5. 国・県との関連】

国や県から示されたガイドラインに基づき、本市の学習保障における方向性を定め、それにもとづく対応を行った。

【6. 事業費】

●教育指導課

令和3年度

事業費 185,499,266 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和3年9月補正（第7号）

令和4年度

事業費 4,386,162 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和4年9月補正（第6号）

令和5年度

事業費 17,644,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和5年12月補正（第5号）

●市立川越高等学校

事業費 6,380,000 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年度7月補正（第8号）

●教育センター

令和2年度

事業費 1,474,147,400 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年6月補正（第4号）
令和2年7月補正（第8号）
令和2年9月補正（第9号）
令和2年12月補正（第11号）

●市立特別支援学校

令和2年度

事業費 1,122,220 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
予算措置 令和2年12月補正（第11号）

令和3年度

事業費 6,057,700 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予算2年度12月補正(第11号)

No.	取組名	学校給食の対応
6-6-5	担 当	学校教育部 学校給食課

【1. 背景と目的】

①給食休止に伴う食材の取り扱い

(1)埼玉県教育委員会教育長の要請を踏まえて、本市においては、令和2年3月2日から市立小・中学校は臨時休業となった。学校の休業に伴って学校給食の提供も中止となり、3月・4月分の学校給食用食材がキャンセル不可となったため、保護者負担の軽減を目的としてキャンセル代の支援を実施した。譲渡可能な食材については、慈善団体等への寄付を行った。

(2)令和2年3月学校給食用牛乳の発注取消による損失額についても、保護者負担の軽減を目的として納入業者に対して支援を実施した。

②簡易給食の提供

学校再開に伴い、令和2年6月8日から19日の分散登校期間中に、感染予防対策を目的として配膳の必要がない簡易給食を提供した。

③長期休業期間短縮に伴う学校給食の対応

長期休業期間が短縮され授業が再開したことに伴い、学校給食の臨時提供を実施した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

①令和2年3月分の食材キャンセル代、小学校分24,252,163円及び中学校分18,270,015円については学校臨時休業対策費補助金を、4月分の食材キャンセル代、小学校分8,245,921円及び中学校分7,451,377円について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して同年8月に支払った。また、令和2年3月分の牛乳のキャンセル代7,550,068円についても、同交付金及び学校臨時休業対策費補助金を活用して、同年11月に支払った。

②令和2年6月8日から19日までの期間で、配膳の必要がない簡易給食を10回提供した。提供に要した費用、小学校分23,392,801円及び中学校分11,516,480円については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費の徴収は行わなかった。

③長期休業期間の短縮に伴う、学校給食の臨時提供の詳細は以下の通り。

(1)夏季休業期間（15回）

ア 令和2年7月20日から29日までの6回

イ 令和2年8月19日から31日までの9回

(2)冬季休業期間（５回）

ア 令和２年１２月２１日から２３日までの３回

イ 令和３年１月７日から８日までの２回

【３．効果】

- ①食材のキャンセル代を支援し、保護者負担の軽減に貢献出来た。
- ②簡易給食提供分の給食費を無償化し、保護者負担の軽減に貢献出来た。
- ③長期休業期間短縮に伴い学校給食を提供し、授業日数の確保に貢献出来た。

【４．実施上の課題と対応】

- ①学校再開時期に変更が生じた際は、多くの食品ロスが発生する。
- ②喫食時は感染リスクが高くなるため、食事に時間を要する低学年の児童へのフォローが必要である。また、簡易給食では必要な栄養を確保できない。分散登校により学校再開した際は、給食が個包装のもののみの提供となり、特に低学年の児童には負担となった。
- ③給食回数の変更に伴い給食費の月額も変更する必要があるが生じるが、理解を得られない保護者が一定数存在した。

【５．国・県との関連】

- ①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）及び学校臨時休業対策費補助金（文部科学省から全国学校給食会連合会）を活用した。
- ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）を活用した。
- ③国・県との連携は無し。

【６．事業費】

- ①事業費 65,769,544 円
 - 財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 - 国庫支出金 学校臨時休業対策費補助金
 - 予算措置 令和２年７月補正（第８号）
 - 令和２年９月補正（第９号）
- ②事業費 34,909,281 円
 - 財源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
 - 予算措置 令和２年７月補正（第８号）
- ③当初予算（徴取した学校給食費）で対応

(7) 職員

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-7-1	職員の感染対策（執務体制）	総合政策部行政改革推進課	255
6-7-2	職員の感染対策（服務上の取扱い及び出勤体制の整備）	総合政策部行政改革推進課 総務部職員課	257
6-7-3	職員の感染対策（職場における対策、対応及び報告）	総務部職員課	259
6-7-4	職員の感染対策（研修、採用試験等）	総務部職員課	261
6-7-5	庁内会議の取扱い	保健医療部保健医療推進課	263

No.	取組名	職員の感染対策（執務体制）
6-7-1	担 当	総合政策部 行政改革推進課

【１．背景と目的】

職員への感染拡大による公務への影響を最小限に抑えて業務執行体制を確保するため、感染対策を行った。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

①テレワーク

令和２年７月、新型コロナウイルス感染拡大の第二波、第三波に備えた本市における「新しい生活様式」の下での勤務のあり方の実践及び働き方改革をけん引する施策として、在宅勤務によるテレワークの導入に向けた勤務条件等の体制整備及びネットワークセキュリティ等の環境整備を推進することとし、令和３年２月からテレワークの実施に取り組んだ。

②執務場所の分散（公民館サテライトオフィス）

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、令和２年４月２０日から同年５月２８日まで（制度としては令和２年４月１８日から同年５月３１日まで）、北公民館、中央公民館において、サテライトオフィスによる執務場所の分散を実施した。

実施期間の利用人数は、延べ２１５人で、１日平均８．６人であった。

【３．効果】

①テレワーク

(1)本市における「新しい生活様式」の下での勤務のあり方の実践並びに新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波に備えた感染拡大防止体制の構築及び感染拡大時における業務継続体制の確保。

(2)基礎疾患がある、妊娠しているなど、新型コロナウイルス感染による健康リスクの高い職員に係る感染防止策の強化。

(3)働き方改革として、子育てや介護をする職員が勤務しやすい環境の構築や通勤時間に係る労働力の損失の低減など、ワークライフバランスの向上。

などの効果を見込んでいた。

②執務場所の分散

本庁舎等に勤務する職員の執務場所を分散することで、感染リスクが高まるとされる「密閉・密集・密接」の３密を避け、職員間の接触の機会を低減することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

①テレワーク

職員課・情報統計課（当時）で実施

②執務場所の分散

公民館サテライトオフィスでは、共用の携帯電話の配備や、有線 LAN の敷設など執務環境の整備を行ったが、プリンタがないことや個人情報を含む資料の持ち出しを制限したため、利用人数は多くなかった。

【5. 事業費】

①テレワーク

●令和2年度（情報統計課（当時））

事業費 12,543,793 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正（第8号）

●令和3年度（情報統計課（当時））

事業費 2,217,600 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度当初予算

●令和4年度（情報政策課）

事業費 11,919,270 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正（第1号）

②執務場所の分散

なし

No.	取組名	職員の感染対策（服務上の取扱い及び出勤体制の整備）
6-7-2	担 当	総合政策部 行政改革推進課・総務部 職員課

【１．背景と目的】

市役所において、職員への感染拡大による公務への影響を最小限に抑えて業務執行体制を確保するとともに、来庁者等の感染リスクを低減させるため、職員や同居親族に感染やその疑いがある場合やワクチンを接種する場合等の勤務の取扱いを示し、また、出勤体制の整備と周知、実施状況の把握等を実施した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

① 陽性者等の服務上の取扱い

〔内容〕職員やその同居親族等が、感染した場合、濃厚接触者となった場合、感染の疑いがある場合等、また、休校等により子の世話を行う場合や、ワクチンを接種する場合等における勤務の取扱いを示した。

〔通知〕(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職員の服務上の取扱い
(R2. 2. 28 通知、以後、随時変更及び通知を実施)

(イ) 医療従事者等に位置付けられる職員が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の服務上の取扱い (R3. 5. 28 通知)

(ウ) 医療従事者等以外の職員が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の服務上の取扱い (R3. 5. 31 通知)

(エ) 新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の服務上の取扱い (R3. 5. 27 通知)

〔経過〕令和 5 年 5 月 8 日以降、5 類移行に伴い(ア)～(エ)を廃止し、陽性者は病気休暇の取扱いとした。

② 出勤体制及び出勤に係る感染防止対策

〔内容〕国・県・市内及び市内の感染状況や、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用等に伴い、職員の出勤体制の検討・周知・実施状況の把握等を行った。

〔取組〕(ア) 時差出勤、通勤方法の変更、会議等における感染予防 [R2. 2. 28～R2. 4. 17]

(イ) 2 交代制勤務（在宅勤務）の実施 [R2. 4. 14～R2. 4. 17]

(ウ) 時差出勤、週休日の活用、在宅勤務、執務場所の分散 [R2. 4. 18～R2. 6. 30（執務場所の分散は～5. 31）]

(エ) 時差出勤、週休日の活用、計画的な年休取得促進、在宅勤務 [R3. 1. 9～R5. 5. 7]

(オ) テレワークの実施 [R3. 2. 3～R5. 5. 7]

〔経過〕令和５年５月８日以降、５類移行に伴い取組を廃止した。（計画的な年休取得促進及びテレワークの実施については、感染防止対策以外の取組として、それぞれ継続。）

※テレワーク・執務場所の分散については、No.6-7-1 も参照。

③ その他、職場での感染防止対策等

〔内容〕職場でのソーシャルディスタンス確保・マスク着用及びパーティション設置等の飛沫感染の防止対策・消毒の実施、会食の自粛、日常生活における感染症対策等について、随時、取組の実施を検討し、周知した。

〔経過〕令和５年５月８日以降、５類移行に伴い、職場の状況や個人の判断により実施することとした。

【３．効果】

職員への感染拡大の防止及び業務執行体制の確保に資することができた。

【４．実施上の課題と対応】

人事所管課において、感染等による休暇（職免）の届出に係る事務が膨大な量となった。また、取扱いの頻繁な変更や、添付を要する証拠書類の変更や確認による事務負担が大きかった。

【５．国・県との関連】

感染者の取扱いや感染防止対策等に係る国の通知を受けて、本市の取扱いを検討した。

【６．事業費】

なし（テレワーク環境の構築・整備・拡充のため、令和２～４年度に情報政策課（情報統計課）の予算措置あり）

No.	取組名	職員の感染対策（職場における対策、対応及び報告）
6-7-3	担 当	総務部 職員課

【1. 背景と目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、職員の健康確保のため、職場内での感染防止対策を適切に実施することが求められた。

また、感染拡大を防ぐことで業務継続が行えるよう、感染予防対策に係る各通知の発出やガイドラインの策定、抗原検査キットの配布等を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●感染防止対策に係る周知

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る通知の発出（令和2年2月17日他）
- ・川越市職員新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの策定及び周知（令和2年8月7日通知）
- ・休憩室、相談室等に感染対策を掲示、デスクネッツ上にメッセージ配信

●抗原検査キットの配布

- ・エッセンシャルワーカー（令和4年3月9日通知）、保育園等職員（令和4年4月8日通知）の濃厚接触者の待機期間短縮に係る抗原検査キットの配布
- ・業務継続の観点から、感染が疑われる職員への抗原検査キットを配布（令和4年8月24日通知）

●陽性者及び濃厚接触者の把握

- ・職場における感染拡大状況を把握するため、職員が陽性または濃厚接触者になった場合は、所属長から職員課等に報告書を提出することとした。また、把握した人数は、所属長から議会に報告をすることとしていたが、オミクロン株の流行により陽性者が急増したことから、令和4年4月からは職員課で取りまとめの上、1週間ごとに議会に報告した。（令和5年5月7日判明分まで）

【3. 効果】

国内で急激に感染が拡大した際も、職場内でクラスターが発生することはなく、職員の健康確保、ひいては業務継続に寄与した。

【4. 実施上の課題と対応】

陽性者や濃厚接触者への対応等、取扱いの変更が頻回にある中、事業者にはすべて通知されるわけではないため、タイムリーに情報を得られないことがあった。随時、保健所に問い合わせたり、厚生労働省のホームページを確認したりするなど情報収集に努めた。

【5. 国・県との関連】

関係省庁から発出される通知や、厚生労働省がホームページ等で発信する情報を基に対策を行った。

【6. 事業費】

●令和3年度

事業費 166,320 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度当初予算（流用）

●令和4年度

事業費 332,640 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 予備費（令和4年8月充当）

No.	取組名	職員の感染対策（研修、採用試験等）
6-7-4	担 当	総務部 職員課

【1. 背景と目的】

職員採用試験及び職員研修の実施にあたり、クラスターの発生を防ぐため、厚生労働省が示した感染防止対策に沿って対策を講じた。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

① 職員採用試験

職員採用試験の実施に際し、備品、机、イス等を使用前後にアルコール消毒するほか、受験生及び執務員の手指消毒を徹底した。

また、試験会場においては、ソーシャルディスタンスを保つため、受験生同士の間隔を空けるほか、発言が必要となる試験の場合はパーテーションを活用し、飛沫感染を予防した。

さらに、受験生（及び執務員）にはマスクの着用を求め、感染者及び濃厚接触者は別室で試験を行う等の対応も行った。

なお、感染者数が急増している時期に実施した採用試験については、「新型コロナウイルスに罹患し治癒していない場合」等の要件を満たした方に限り、試験日程の変更を認めた。

② 職員研修

職員採用試験同様、備品、机、イス等を使用前後にアルコール消毒し、受講生の手指消毒を徹底するほか、受講生に対してマスクの着用を義務付けた。

また、ソーシャルディスタンスを保つため、受講生同士の間隔を空けるとともに、パーテーションを設置して飛沫感染を予防した。

なお、重症化リスクの高い対象がいる研修（福祉施設研修や育休復帰支援セミナー）は中止とし、新規採用予定者研修等の一部の研修はオンラインで実施することとした。

【3. 効果】

職員採用試験及び職員研修は同じ場所に多くの人を集めて実施するものであるが、実施後にクラスターの発生等、感染の拡大は起こらなかったため、効果はあったものと考えられる。

【4. 実施上の課題と対応】

上述のとおり、使用前後に備品等をアルコール消毒する必要があり、通常時よりも準備及び片付けに多くの時間を要すことになったため、多くの人員で対応することとした。

また、ソーシャルディスタンスを保つには、一つの空間（教室や会場等）内の人数を減らす必要があるため、使用する教室（会場）を増やして対応した（場合により実施回数を増やして対応することもあった）。

【5. 国・県との関連】

直接的な関連ではないが、「総務省統計研究研修所」や「彩の国さいたま人づくり広域連合」が主催する研修（派遣研修）が、中止されることやオンライン対応に変わることがあった。

【6. 事業費】

●令和2年度

事業費 418,863 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度当初予算

●令和3年度

事業費 434,458 円

財 源 一般財源

予算措置 令和3年度当初予算

●令和4年度

事業費 29,898 円

財 源 一般財源

予算措置 令和4年度当初予算

No.	取組名	庁内会議の取扱い
6-7-5	担 当	保健医療部 保健医療推進課

【1. 背景と目的】

令和2年3月9日の国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解では、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発生、の3つの条件が同時に重なるような場所や場面を避ける行動をとるよう呼びかけられたことを踏まえ、庁内会議に起因する新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、庁内会議の開催にあたっての注意事項に係る通知を発出した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●令和2年3月10日「庁内会議の開催の取扱いについて（依頼）」

- ・開催の必要性等の検討
- ・参加者への「咳エチケット」と「手洗い」の推奨 / 風邪のような症状のある方には参加を控える旨のお願い / 会場のこまめな換気 / 参加者が密着しないような会場づくり / 開催時間の短縮 等

最初の通知以降、何度か同内容の通知が発出され、加えて会議の書面開催やWEB会議システム活用の検討が推奨された。

●令和5年4月26日 川越市インフルエンザ等警戒本部決定

令和5年5月8日の5類移行に伴い、「庁内会議の開催の取扱いについて」は廃止された。なお、WEB会議システムの活用や会場内の換気は、引き続き積極的に行うこととした。

【3. 効果】

出席者の感染リスクを抑え、必要な会議を開催することができた。

【4. 実施上の課題と対応】

審議会等のWEB開催にあたり、情報漏えいなどの情報セキュリティ、通信断等による会議の有効性が課題となるため、取扱要領やシステム利用マニュアルを整備し、WEB会議の適正実施に向けた環境整備を行った。

【5. 国・県との関連】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の発出を受け、WEB会議システムを導入するとともに、WEB会議スペースの確保と設置を行い、「三つの密」の回避に向けた環境を整備した。

【6. 事業費】

●令和2年度（情報統計課（当時））

事業費 5,355,823 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和2年7月補正予算（第8号補正）

●令和3年度（情報統計課（当時））

事業費 178,200 円

財 源 一般財源

予算措置 当初予算

●令和3年度（管財課）

事業費 2,472,800 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和3年3月補正予算（第1号補正）

●令和4年度（情報政策課）

事業費 8,757,540 円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

予算措置 令和4年3月補正予算（第1号補正）

(8) その他

No.	取 組 名	担 当	ページ
6-8-1	避難所の感染対策	防災危機管理室	267
6-8-2	入札・契約事務及び発注に係る感染拡大防止対策	総務部契約課	268
6-8-3	RPA、AI-OCR の導入	財政部市民税課	270
6-8-4	観光における感染対策	産業観光部観光課	271
6-8-5	選挙における感染対策	選挙管理委員会事務局	273
参考	議会運営における新型コロナウイルス対応	議会事務局議事課	275

No.	取組名	避難所の感染対策
6-8-1	担 当	防災危機管理室

【1. 背景と目的】

内閣府が令和2年4月に通知した「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を受け、避難所における感染拡大を防止するための対策を実施するもの。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●避難所における新型コロナウイルス感染症対応方針 策定

【実施時期】令和2年6月

避難所における新型コロナウイルス感染症対応の基本的な方針として、過密状態の防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底、濃厚接触者及び発熱等の症状のある者への適切な対応などを行うこととした。

●避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル 策定

【実施時期】令和2年7月

避難所での衛生管理やスペースの確保など具体的な対応について定めたマニュアルを策定した。

●新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練 実施

【実施時期】令和2年8月、令和3年7月、令和4年7月

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応マニュアル」に基づき、避難所の開設準備、受付、レイアウト、パーテーションの設営、発熱者等への対応等について確認する訓練を実施した。

※パーテーションについては議会費の削減等による経費で購入したものを使用。

【3. 効果】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行する以前に避難所を開設した実績は1回で、令和4年7月の大雨の際に避難所3箇所を開設した。

避難者はいずれの避難所も数名で開設期間も5時間程度であったが、避難者の体調不良やその後の感染拡大に関する報告もなかったことから、一定の効果があったものと考えられる。

No.	取組名	入札・契約事務及び発注に係る感染拡大防止対策
6-8-2	担 当	総務部 契約課

【1. 背景と目的】

入札参加資格審査の申請書類や事後審査書類の提出など、事業者が来庁することにより感染拡大リスクが高まるおそれがあることから、非対面方式による書類のやり取り等を行うこととした。

また、国や県からの通知に基づき、工事の施工等に関して必要な感染拡大防止措置が講じられるよう工事関係課に依頼した。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●物品

- ・令和3・4年度及び令和5・6年度の入札参加資格審査申請を郵送で受け付けた。

●工事

- ・落札候補者の事後審査書類の提出方法について、郵送可とした。また提出期限について適宜柔軟な対応を行うものとした。
- ・令和2年4月13日以降公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととし、低入札価格調査の実施に伴うヒアリングを実施する場合は電話等非対面方式によることとした。

〈国・県通知を受けての対応〉

- ・真にやむを得ない場合を除き、入札の見積期間の短縮を行わないこととした。
- ・工事関係課に対して、受注者に工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認し、受注者から申し出があった場合*は「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、工事又は業務の一時中止や必要な設計変更を行うよう依頼するとともに、一時中止等を行った工事の措置内容について報告を求めた。

（一時中止の期間は令和2年2月28日から3月15日まで）

*令和2年4月13日付け契約課長通知では、「受注者から希望があり、協議の結果一時中止等の措置を行うべきと判断される場合」という内容に変更

（一時中止の期間は令和2年4月13日から5月6日までの間において適切に設定）

- ・工事又は業務を継続し、又は再開する場合には、受発注者双方において感染拡大防止措置が適切に講じられるよう取り組むよう依頼した。

【3. 効果】

感染拡大防止に努めながら、入札・契約事務の継続や工事の円滑な施工確保を図ることができた。

【4. 国・県との関連】

- ・令和2年2月26日付け建管第1224-1号埼玉県県土整備部長通知「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」
- ・令和2年2月27日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」
- ・令和2年2月28日付け建管第1232-3号埼玉県県土整備部長通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」
- ・令和2年4月8日付け国土入企第6号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」
- ・令和2年4月8日付け県管第58-3号埼玉県県土整備部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」
- ・令和2年4月8日付け入第13-2号埼玉県総務部入札課長通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の入札等の手続の対応について」

No.	取組名	RPA、AI-OCR の導入
6-8-3	担 当	財政部 市民税課

【1. 背景と目的】

市民税課では当初課税事務の時期に例年、長時間の時間外勤務が発生している中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、行政事務のデジタル化を進めるためのRPA、AI-OCRを導入、活用することで、課税事務における3密状態での長時間労働の低減を図った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

令和2年度 市民税課にRPA、AI-OCRを導入
 令和3年度 } RPA、AI-OCRの活用により、課税事務における
 令和4年度 } 3密状態での長時間労働の低減を図った

【3. 効果】

RPA、AI-OCRの導入・活用により、課税事務の効率化を図り、3密状態での長時間労働を低減することが出来た。

【4. 実施上の課題と対応】

RPA、AI-OCRにより事務の効率化を図れる作業の選定や、RPAのシナリオ作成の技術の習得等、活用していくための課内の基盤を作る必要があったため、研修等を行うことで職員の体制の強化を図った。

【5. 事業費】

事業費 令和2年度：2,232,890円
 令和3年度：2,063,490円
 令和4年度：1,042,800円

財 源 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金
 予算措置 令和2年度7月補正（第8号）
 令和3年度当初予算
 令和4年度当初予算

No.	取組名	観光における感染対策
6-8-4	担 当	産業観光部 観光課

【1. 背景と目的】

川越に訪れる観光客は、食べ歩き行為をしながら街歩きする様子が多くみられる。これに対して新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、抑制する必要があることから、感染の原因となる飛沫を生じさせやすい「食べ歩き」防止の啓発を行った。また、主要な観光スポットへ観光客が密集することによる感染拡大も懸念されるため、観光客の分散化を目的とした情報発信を行った。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

●来訪自粛を要請

市公式ホームページ及び市公式 SNS において川越への来訪自粛を要請する内容を発信

- ・人流速報値の公表（令和3年8月頃）

市公式ホームページで観光客に対し、混雑エリアの回避や時差訪問を呼びかけ

- ・除菌シートの作成・配布

計 14,000 個作成し観光案内所や観光アンケート調査時に配布（令和2年度）

観光客に除菌シートを配布するキャンペーンを実施（令和3年度）

●食べ歩き自粛啓発ポスター掲出（令和3年4月～）

- ・駅構内や観光案内所内デジタルサイネージ等で掲出
- ・一番街周辺の約 60 店舗にポスター掲出依頼
- ・市公式ホームページトップ画面に啓発画像を掲載

●市公式ホームページで「新しい川越観光」ページを作成（令和3年5月頃）

- ・観光案内所スタッフが作成した新しい観光ルート等を掲載
- ・中心市街地以外のスポットを回る観光ルートを掲載

【3. 効果】

川越市入込光客数の減少に伴い、密度が低下した。

令和元年 7,444,000 人

令和2年 3,811,000 人（前年比 49.6% ※3,907,000 人減少）

令和3年 3,920,000 人（前年比 102.5% ※97,000 人増加）

【４．実施上の課題と対応】

多くの観光客が食べ歩き行為をする場所が主に伝統的建造物群保存地区内であり、同地区において食べ歩き自粛啓発ポスターを掲出するにあたって、都市景観課に屋外広告物に関する協議・相談書を提出した。

【５．事業費】

●除菌シート作成

事業費 413,600 円

財 源 一般財源

予算措置 令和２年度予算

●食べ歩き防止ポスター

事業費 76,000 円

財 源 一般財源

予算措置 令和３年度予算（流用）

No.	取組名	選挙における感染対策
6-8-5	担 当	選挙管理委員会事務局

【1. 背景と目的】

感染拡大防止のため、外出自粛や集団感染への対策が行われる中、選挙執行については中止できない事業であり、さらに投開票所は屋内施設となっている。また、不特定多数の人が来場する場所であるため、選挙人及び従事者の感染防止を目的とし、手指消毒液の設置などの策を講じることとした。

【2. 実施概要（実施時期、取組内容）】

感染発生以後、投票所においては手指消毒液及び選挙人と従事者の間にスクリーン等の仕切りを設置並びに筆記用具等も使い回しのないようペグシルを使用することとした。

●対象選挙

- R 2 年度執行 ・ 川越市長選挙（投票者数 64,008 人）
・ 川越市議会議員補欠選挙（投票者数 63,958 人）
- R 3 年度執行 ・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
（投票者数 154,034 人）
- R 4 年度執行 ・ 参議院議員通常選挙（投票者数 144,276 人）
- R 5 年度執行 ・ 市議会議員選挙（投票者数 100,600 人）
・ 埼玉県議会議員選挙（投票者数 100,868 人）
・ 埼玉県知事選挙（投票者数 61,174 人）

【3. 効果】

従事者等の集団感染も報告されていないため、一定の効果があったものと推測される。

【4. 実施上の課題と対応】

- ・ コロナ感染による急な従事者の変更→代替要員を予め確保して対応
- ・ 感染予防対応のための業務が発生したため、通常時より従事者を増員した。
- ・ 三密の回避→期日前投票において混雑可視化システムを導入し、リアルタイムで混雑状況が分かるようにした。
- ・ 選挙人、立会人、従事者の感染予防対策→事前にマスク着用や、筆記用具の持参を呼びかけし、手指消毒やビニール手袋、感染防止スクリーン、ペグシル等の物品を

調達し感染症予防対策を実施した。ただし、全国的な品不足のため調達に苦慮した。

- ・アルコール消毒液の保管は1箇所あたり80ℓが上限のため、保管場所の確保に苦慮した。

【5. 国・県との関連】

国・県の選挙においては、支出について補助の対象となった。

【6. 事業費】

●令和2年度

事業費 3,200,274 円

財 源 一般財源

予算措置 令和2年度当初予算

●令和3年度

事業費 774,111 円

財 源 県支出金

予算措置 令和3年度当初予算

●令和4年度

事業費 837,430 円

財 源 県支出金

予算措置 令和4年度当初予算

●令和5年度

事業費 1,542,223 円

財 源 県支出金及び一般財源

予算措置 令和5年度当初予算

No.	取組名	議会運営における新型コロナウイルス対応
参考	担 当	議会事務局 議事課

【１．背景と目的】

議場や会議室に人が集まる市議会の本会議や常任委員会での感染拡大を防ぐため実施した。

【２．実施概要（実施時期、取組内容）】

令和２年第３回臨時会（５月１５日）から令和５年第２回臨時会（５月１７日）まで以下の取組を実施した。

① 議場関係

- （１）議場入り口へのアルコール消毒液の設置
- （２）飛沫防止パネルの設置（議長席、演壇、質問席、議員席、理事者席）
- （３）議場に出席する際のマスク着用
- （４）水を入れたマイボトル（市販のペットボトルを含む）の持込み

② 議会運営関係

- （１）議員及び理事者の出席調整の実施
- （２）常任委員会の原則１日２常任委員会の開催

③ 傍聴関係

- （１）議会の傍聴は極力控えインターネット中継の視聴を推奨
- （２）マスクの着用等の新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る措置を講じていない者の傍聴席への入場を禁止（令和２年６月２６日傍聴規則改正）

④ その他

- （１）会派控室内での十分な換気の徹底
- （２）抗原簡易キットによる検査の実施

【３．効果】

議員や職員における急激な感染の拡大を防ぐことができた。

【４．実施上の課題と対応】

- ・ 議場に出席する議員の人数を調整するため、各会派の出席する人数及び議席は議会運営委員会で決定し、議場に入る議員は議事の進行状況により各会派で調整した。
- ・ 出席調整を実施するために議場に出席しない議員が待機する部屋を第２委員会室及び会議室としてモニターの設置などを行った。
- ・ 議事の進行状況により移動する議員の誘導や待機している議員への質疑の有無の確認を行った。
- ・ １日２常任委員会を広い部屋で開催するため委員会室の他に７ＡＢ会議室を使用した。